

清末の歴史教科書におけるナショナル・アイデンティティ — 丁保書編著『蒙学中国歴史教科書』の考察 —

鈴木正弘

はじめに

近代歴史教科書は、学校教育を通じて、ナショナル・アイデンティティの形成、国民の形成に寄与した。こうした教科書は一朝一夕にできたものではなく、紆余曲折をへて、少しずつ形成されたものである。筆者は、中国における専制国家から国民国家への移行期における歴史教科書の動向を、ナショナル・アイデンティティの形成過程に着目して検討を試みる¹。本稿では、研究の基本的な枠組みを確認するとともに、丁保書編著『蒙学中国歴史教科書』（上海、文明書局、1906〔光緒32年〕）の内容を分析する。丁保書編著『蒙学中国歴史教科書』は、初等小学堂学生用審定歴史教科書である²。高等小学堂用には審定を経た歴史教科書は存在しておらず、学部の方向性を確認しうる唯一の書とみなすことのできるものである。本書は「我が国人」のための「国史」体教科書として構想されたものであり、本書の考察を通して清末におけるナショナル・アイデンティティの特色を明らかにする。

I. 歴史教科書のナショナル・アイデンティティをどのように分析するか — 先行研究の動向と分析枠組み —

清末民初の歴史教科書を分析対象として、どのように検討を加えるべきか。そもそもナショナル・アイデンティティをどのような概念と理解するべきか。ここでは、ナショナル・アイデンティティの概念と中国に関するナショナル・アイデンティティ論の動向、ならびに中国の歴史教科書史に関する先行研究について検討し、その上で本稿において

¹ 李明玉「政治的・社会化構造としての中国少数民族の学校教育—『中国歴史』の教育内容を中心に—」（『北海道大学大学院教育学研究科紀要』98、2006）は「本研究の目的は、中国における全国統一教材である『中国歴史』教科書の分析をとおして、現在中国少数民族のナショナル・アイデンティティの受容過程を考察するところにある」（要旨）と述べる。教科書分析の視角として「ナショナル・アイデンティティ」は主要なテーマとなりつつあることを確認できよう。

² 文明書局は、商務印書館設立以前に、定評のある出版社の一つであった。北京師範大学図書館架蔵書は、丁保書著『初等小学堂学生用書 蒙学中国歴史教科書』（上海文明書局、光緒29年〔1903〕8月初版、光緒32年3月20日〔1906.4.13〕20版 定価・大洋3角）とのこと。なお北京文明書局、漢口文明書局、広東文明書局、南京文明書局の各地で印刷刊行されている。刊行時期から考えて、この書は、審定直前のおそらくは、審定作業に用いられた版と同一のものと考えてよいものである。上記の五ヶ所で印刷されたということは中国本部をほぼ網羅しており、この段階で20版を数えているということは、相当の売れ行きを示していた書ということになる。

設定する分析枠組みを提示する。

1. ナショナル・アイデンティティの概念について

ナショナル・アイデンティティの語について、有斐閣の濱嶋朗他編『社会学小辞典』は、1977年刊の旧版には項を設けておらず、1997年刊の新版において設けている。このことは、この20年間に、日本の社会学において一般化した概念であることを示している。アイデンティティ概念は、心理学者エリクソンの提唱したもので、1950年代から出版されだし、1960年代に脚光を浴び、急速に普及した³。しかし60年代のアイデンティティの概念には、まだナショナル・アイデンティティの語は現れていないと思われる⁴。

いつごろから用いられるようになったのかを調べてみると、新井郁男編『教育外来語の常識』（第一法規出版、1978）に記載されており、70年代の後半から80年代にかけて学術論文の論題にも現れるようになる⁵。90年代に入ると、項目を立てる辞典も見られるようになる⁶。ここで各辞典類の記述を確認し、考察を試みよう。

①新井郁男編『教育外来語の常識』（第一法規出版、1978）

（国民的同一性）国民が国民としての意識（同一感）をもつこと。

②森岡清美他編『新社会学辞典』（有斐閣、1993）

自己をネーション（国民、民族）に同一化することによってできあがる確信や感情のことをいい、ネーションの統合性や一貫性を確保するものである。まずネーションのどの要素に自己を同一化するかによって、ナショナル・アイデンティティは異なったものになることに注目する必要がある。近代化を急いで他に負けない強国をつくるのも、独自の伝統や文化を守るのも、ナショナル・アイデンティティでありうる。したがって複数のナショナル・アイデンティティが矛盾・葛藤・分裂を起こすことは、決して珍しいことではない。指導的な立場を占める人がどのようなナショナル・アイデンティティをもっているかによって、そのネーションの行く末は、大きく左右される。もっとも、あまりにも非合理的で特殊なものにアイデンティティを見出し、しかもそれに反省の余地がないまでに執着してしまうと、結局のところそれは破滅の道につながっていかざるをえない。（矢沢修次郎）

③菱村幸彦編『キーワード教育外来語』（『教職研究』増刊、1993）

³ 西川長夫「グローバル化時代のナショナル・アイデンティティ—アイデンティティ再定義のために—」（中谷猛『ナショナル・アイデンティティ論の現在—現代世界を読み解くために』晃洋書房、2003）p. 32、参照。

⁴ 前註西川論文では、栗原彰の「ナショナル・アイデンティティ」の語を用いている1982年刊行著作の「あとがき」と著作中に収録されている「ナショナル・アイデンティティ」の語を用いていない1967年の論文とを比較して、「ナショナル・アイデンティティという用語は67年当時にはまだ一般化されていないのではないか」と述べている。ナショナル・アイデンティティの問題はマイノリティのアイデンティティの問題を深く探求するにつれて鮮明となっていくものようである。

⁵ 国立国会図書館の『雑誌記事索引』によれば、ナショナル・アイデンティティを論題に掲げる論文として最も古いものは、鶴木真「サブカルチャーズ存在とナショナル・アイデンティティの形成—イスラエルの事例研究—」（『法学研究』50-12、1977.12）である。その後80年代に入ると、「発展途上国におけるナショナル・アイデンティティへの教育に関する比較研究」（『九州大学比較教育文化研究施設紀要』33、1982.3）等、相当数の論文の論題に見られる。

⁶ 北川隆吉監修『現代社会学辞典』（有信堂高文社、1984）見田宗介他編『社会学事典』（弘文堂、1988）社会科学辞典編集委員会編『新編 社会科学辞典』（新日本出版社、1989）社会科学辞典編集委員会編『社会科学総合辞典』（新日本出版社、1992）等には項目無し。

民族的同一性・一体感。同じ nation(民族・国民・国家)としての帰属意識や一体感をいう。共通の文化をもつ民族が、多民族との関係で危機的状況に直面している場合に、とりわけ高揚する。民族が分断された旧東西ドイツの統一をめざす運動、離散したユダヤ人のシオニズム、多民族国家内の少数民族の自立・独立を目指す運動、などとして表現される。米・ソ二大国の冷戦状態の終結により、イデオロギー対立の水面下に隠れていたナショナル・アイデンティティが、一気に覚醒した感がある。

④濱嶋朗他編『社会学小辞典〔新版〕』(有斐閣、1997)

自己の属している国家ないし国民に対する統一的感覚または帰属感に裏打ちされ、国民的統合の基盤としての価値・信条および慣行の制度化を支える国民的一体感をいう。

①は語彙集であり、読者に理解しやすいように簡明を旨としており、帰属意識の対象であるネーションを明確に「国民」としている。しかしネーションは国民・国家・民族の様々な集合体を指すのであり、②や③の表記は丁寧である。ただし③は民族を前面に出しており、民族国家を強く意識した叙述となっている。③の叙述は、冷戦構造崩壊後の東欧・ロシア等の状況を背景としている⁷。また③の叙述は、民族に傾斜しているけれども、対外的な危機に直面する際に高揚するナショナル・アイデンティティの特性を押さえている。

④は「国民的統合の基盤」としている。これはこれまでの理解を一步進めて、国民統合や国民国家形成の基本的な課題としてナショナル・アイデンティティを把握しようとしている。また④では、ネーションを「国家ないし国民」として「民族」の語を除外している。国民統合をめぐる生じる様々な民族問題に留意したものと考えられる。

1990年代の後半に入ると、アメリカからなされたグローバル・スタンダードの主張により、グローバリゼーションとともにナショナル・アイデンティティも着目されるようになる。

そうした中で刊行されたアントニー・D・スミス著、高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』(昌文社、1998、Anthony D. Smith, *National Identity*, Penguinbooks, 1991 の邦訳)は、ナショナル・アイデンティティを「1. 歴史上の領域、もしくは故郷、2. 共通の神話と歴史的記憶、3. 共通の大衆的・公的な文化、4. 全構成員にとっての共通の法的権利と義務、5. 構成員にとって領域的な移動可能性のある共通の経済」の5つの面から定義しており、ナショナル・アイデンティティに一定の枠組みを与えた。ただしこの定義は、グローバリゼーションの進展以前になされたものであり、グローバリゼーションの進展に対応できていない面を有しており、加えてナショナル・アイデンティティ論は多様な展開を示す⁸。中谷猛等編『ナショナル・アイデンティティ論の現在—現代世界を読み解

⁷ 1990年代前半には、1990.7 ドイツ統一、1991.12 ソビエト連邦解体による冷戦構造の終焉とともに、1991.6 ユーゴ内戦突入、1993.1 チェコ・スロバキアの分離独立等の民族的覚醒とが同時に進行している。また1993.11 EU成立は、一方で民族的な危機意識をもたらしている。

⁸ 『ナショナル・アイデンティティ論の現在』の編者は、「…(略)…ナショナル・アイデンティティの言説はその言葉の曖昧さとともに一人歩きしている。曖昧な言葉ほど便利なものはない。その言葉を聞いた人は自分勝手に解釈しがちだからだ」(「はしがき」p. ii)と述べ、この語の恣意的に使用されている状況を吐露し、本書中에서도決して統一的ではないとする。さらに書中西川長夫は、ナショナル・アイデンティティ等の英語起源の仮名文字を用いて議論することについて「仮名文字に占領されたかのような文章を書くことについての違和感お詫けがたい。だがそうした用語を用いなければ議論が成立しない

くために一』(晃洋書房、2003)は、多様な問題意識からなされた共同研究の成果で、本書所収の川上勉「ナショナル・アイデンティティの2つの側面—動員と参加—」はスミス
の定義を「ネイションの定義と同じ」と批判している。

同書所収の西川長夫「グローバル化時代のナショナル・アイデンティティ—アイデン
ティティ再定義のために—」によれば、ナショナル・アイデンティティはグローバリゼ
ーションと密接に関わる概念であり、グローバリゼーションを理解するためには、長期
的なグローバル化の流れの中に位置付け、グローバリゼーションの動向にも配慮してナ
ショナル・アイデンティティを検討しなければならないとする⁹。

西川は、国民を「…(略)…愛国心、国語や国民文化、神話や歴史など広義の教育によつ
て形成されるイデオロギ的存在」(p. 26)とし、国民の形成という文脈で国民概念を用
いる際には、アイデンティティ概念と極めて類似した構造をなすとする。国民国家の形
成過程において、国民の形成は教育を通じてなされ、その重要な要素に歴史を位置付
けるのである。西川はさらに、ナショナル・アイデンティティの形成に果たす歴史の重要
性に論及し、歴史を再構成する原理をナショナル・アイデンティティに求めるのである
¹⁰。

教育社会史の分野でもナショナル・アイデンティティへの関心は高まっている。望田
幸男・橋本伸也編『ネイションとナショナリズムの教育社会史』(昭和堂、2004)は、「教
育とはアイデンティティ・ポリティクスの一形式にほかならない」(橋本伸也、序章、p. 5)
という立場からヨーロッパ教育史を論ずる論文集で、第3部を「歴史教育とネイション」
として4編の論文を載録している。渡辺和行「英雄とナショナル・アイデンティティ—
第三共和政フランスの歴史教育とナショナリズム—」はナショナル・アイデンティティ
の語を論題に掲げ、「国民統合の装置」(p. 286)「ナショナル・アイデンティティを附与
する装置」(p. 315)という観点から歴史教科書を分析している。

以上の考察によれば、ナショナル・アイデンティティの概念は、時代に応じて少しづ
つ様相を変えて今日に至っている。ナショナル・アイデンティティとは、対外的な接触
や国際化の進展に応じて構築される国民統合の基盤としての国民の一体感のことであ
り、ナショナル・アイデンティティの研究には、対外的な接触や国際化の進展をどのよ
うに受け止めているか、国民統合をどのように合理化しているか、を検討しなければな
らない。

ことも認めざるをえない」(p. 25)として、これらの用語を使用せねば議論できない言論状況を吐露する。
ナショナル・アイデンティティの語は一筋縄ではいかない広がりを持つ語であり、慎重な取り扱いを必
要とするものということになる。なお西川は、ナショナル・アイデンティティはアイデンティティの
語の普及によって登場した新しい語ではあるけれども、ネイションや国民国家をめぐる言説の中核にあ
った概念であり、「概念を指し示す用語が後から来た」(p. 26)とする。

⁹ 西川はグローバリゼーションの起源について、諸説あることを前提としつつ、長期的な起点をコロン
ブスのアメリカ大陸「発見」(1492)に、現在につながる短期的な起点を1960年代に置き、グローバリ
ゼーションの動向にも配慮してナショナル・アイデンティティを検討しなければならないとする。

¹⁰ 「ナショナル・アイデンティティの形成のためにはナショナルな主体の形成と歴史が必要である。国
民がナショナルな存在であることを自覚するためには、…(略)…長い歴史や伝統のなかで自己を位置づ
けることが必要となる」(『ナショナル・アイデンティティ論の現在』p. 26)とある。

2. 中国に関するナショナル・アイデンティティ論の動向

「中国」「中華民族」に関する基本的な認識を確認しておこう。中国の歴史教育にも関わった中国人歴史家である顧頡剛『中国史入門』（小倉芳彦他訳、研文出版、1987、原書は1983初版）によって、「中国」と「中華民族」についての認識をうかがってみよう¹¹。顧頡剛は「中国」について、

古中国はもともと、ごく小さな境域と比較的少ない人民しかいなかったが、以後、時代とともに大きくなったのである。…(略)…中国！中国！時代ごとに変化してきた中国！その地域は歴史上、着々と大きくなって来ている。これがつまり、私たちのいう「中国」である。（pp.130-133）

と述べ、「中華民族」について、

「中華」とは単一の民族ではなく、たくさんの大小さまざまな民族の集合体なのである。「中華民族」とは、最古の時代から近世、現代に至るまで、中国の領域内で共同に生活してきた各族人民の総称なのである。…(略)…各王朝、各時代の、長期間にわたる各族どうしの融合や集合の過程を経て、のちの、また現在の多民族の総体が形成され、それを「中華民族」と総称するのである。それは数千年にわたる変化、発展を経て形成されたものである。中華！中華！悠久なる歴史と輝かしき栄光をそなえた中華！（pp.133-135）

と述べている。「中国」は、時代と共に着々と拡大してきた国であり、「中華民族」は様々な民族の集合体で、時代と共に着々と拡大する領域内の各族の総称なのである。

それでは中国のナショナル・アイデンティティは、どのように理解されているであろうか。中谷猛等編『ナショナル・アイデンティティ論の現在—現代世界を読み解くために—』（晃洋書房、2003）は、中国におけるナショナル・アイデンティティを論じた夏剛「中国、中華民族、中国人の国家観念・民族意識・『国民自覚』」を収録している。夏剛論文によりつつ中国におけるナショナル・アイデンティティの課題を検討してみよう。

夏剛はナショナル・アイデンティティの漢訳に苦勞していることを述べ、字義やニュアンスの検討をへて、「国民自覚」の訳語を与えている。中国におけるナショナル・アイデンティティについて、まず竹内実の「①黄帝・炎帝の血統であることを否定しない。②漢字文化を尊重し、漢字の示す概念で物事を考える。③争いを好まず協調を重んじ家族の親愛団結を重視、実践する」（p.116）という説を掲げ、疑念無しとはしないけれども、要点を押さえているとする。「民族」「中国」「中華民族」のいずれの語も近代に生まれた新しい概念であり、流動的で曖昧なものであるとし、国家・民族・国民の間には「緊密な相関と微妙な錯綜」（p.120）のあることを指摘する。「国民」という概念自体も検討を要すもので、「中国人」の語感には国民を意味せず、中華民族の構成員を指し、「国民」「公民」の語は日常的には使われえないという。さらに中国人のアイデンティティの複雑さの一面には、血縁や郷里に対する帰属意識の強固さとともに国家・祖国に対する微妙な感情、あるいは忠誠の重層性を指摘する。

¹¹ 顧頡剛(1893-1980)は、北京大学に学び、『古史弁』によって著名である。北京大学卒業後、商務印書館の教科書編纂に関わっており、拙稿「民国期の歴史教科書におけるナショナル・アイデンティティの方向性—中等学校「中国史」教科書における総論部の分析—」（『歴史教育史研究』6、2009）において取り扱う『現代教科書 初中本国史』（商務印書館、1924）の編著者の一人である。彼はまた「中学校本国史教科書編纂法的商榷」（『教育雑誌』14-4、1922）を記している。なお顧頡剛も中国の文化人の例に漏れず、文化大革命の被害に遭っており、ここに示されている見解は文化大革命後の最晩年のものであることは考慮すべきであろう。

中国は広大な領域を有す多民族国家であり、漢族は人口の約90パーセント以上を占めている。したがって、漢族とその他の少数民族との関係を明確に規定しない限り「中華民族」とか「中国人」の語は曖昧さを有す。実際には多数を占める漢族をもって「中華民族」とか「中国人」を代表させているとし、そして中華民族において「大漢族主義の存在は否めぬ事実である」(p.122)とし、『辞海』中の中華・中国の語の記述は矛盾するとする。「中華民族」を「『炎黃子孫』や『中国語』のように、虚実混在の概念による自己規定をもって成り立つ理念—情感共同体」(p.137)であると推定する。また少数民族に対しては、元の民族差別を断罪しつつ、元の太祖を多民族国家を強化発展させたことと肯定的に記しており、①中国の統一・繁栄への貢献、②中華文化の主体(漢族文化の容認)の二点を評価の根拠とし、征服王朝時代についても異民族支配に対する漢族の民族的感情を基準とせず、国家の安定や発展を評価基準としているとする。

夏剛の指摘をみれば、中国におけるナショナル・アイデンティティは、微妙なバランスの上に成り立っている虚実混在の創造物ということになる。漢族の圧倒的多数を占める多民族国家という条件は、漢族の民族アイデンティティを一定程度満足させながら、少数民族の民族アイデンティティに譲歩しつつ、ナショナル・アイデンティティを構築しなければならなかったのである¹²。

3. 中国歴史教科書史に関する先行研究

研究動向を略述しておこう。当該期の教科書研究は概観的段階にあり、歴史教科書に関しても多様な側面からの考察を必要とする¹³。清末民初の歴史教科書史研究の現状を整理しよう。中国においては、1990年代に教科書研究の基礎をなす二冊の書が相次いで刊行された。王建軍『中国近代教科書発展研究』(広東教育出版社、1996)と呉洪成『中国学校教材史』(西南師範大学出版社、1998)である¹⁴。この両書はいずれも教科書の全体を研究対象としたもので、教科書史研究の基礎をなす書といえる¹⁵。両書とも教科書の全体の

¹² なお、他に張海洋『中国的多元文化与中国人的認同(中国の多元文化と中国人のアイデンティティ)』(民族出版社、2006.3)を見ている。本書は大部の書であり、ここで詳述することはできないけれども、中国においても、ナショナル・アイデンティティに関する研究が進められていることがわかる。

¹³ 清末民初の教科書研究においては、基礎研究の不足は深刻である。たとえば田中比呂志「創られる伝統—清末民初の国民形成と歴史教科書—」(『歴史評論』659、2005)は、「清末民初期の教科書の研究はまだ緒についたばかりである」(註1冒頭)と述べ、また「清末民初の歴史教科書研究はまだほとんど手つかずであり、歴史教科書全体の系譜すらまだない状況である」(「おわりに」)と述べる。

¹⁴ 刊年に従えば王建軍書はこの分野の第一の著作ということになる。しかし王建軍書の参考文献には「呉洪成：《中国近代教科書研究》(碩士論文・打印稿)」とする書を掲げている。残念ながらこの呉洪成の碩士論文(修士論文)を確認できないために、両研究の先後関係は必ずしも明確とはいえない。

¹⁵ 周朝民「戊戌変法后的中国歴史教科書」(『史学史研究』1983-4)は、該期の中国史教科書に関する先行研究である。本論文は歴史教科書に焦点を当てた研究の嚆矢とみてよいであろう。基本的に近代史学の発展を解明しようとする視点からの研究であり、「1. 中国歴史教科書の起源」「2. 史教救国を以て主旨となす愛國主義の編纂思想」「3. 歴史系統に注意し、歴史現象の客観的関連の中より問題を考察する」「4. 『文は繁ならず、事は散ならず、義は溢ならず』」の4節よりなる。この内第1節では、歴史教科書の起源をめぐる戊戌変法時期の状況を概観し、由来を大略官編教科書・学堂自編講義・私家編纂の課本及び私家訳本に分け、その中国史の範囲に属す種類として、中国古代史、清史、中国通

動向を叙述しようとするもので、その中に歴史教科書の占める比重は少なくない。

呉洪成『中国学校教材史』は「教材」の歴史を先秦より共産党政権に至るまで通史的に叙述する¹⁶。この内清末民初に当たる時期は、第6章の後半から第7章であり、基本的に時系列に沿って叙述する。多様な事項を満遍なく取り扱い、全体的な把握を可能にすることは本書の長所である。しかし、全体をバランス良く収めようとするため、網羅主義的となっている¹⁷。

王建軍書は、近代的教科書の流れを、大づかみに西方教科書から自編教科書への流れとして把握している。こうした世界の文化や潮流を中西の二元構造で捉えようとするのは、「中体西用」論以来の中国的思考方法に根ざしたものである。本書では日本人著述の教科書に基づく漢訳教科書を西方教科書の一部と見なす。たとえば「新式学堂の採用する西方教科書は、十の八九は日本より訳す」(p. 79)と記すのである。たしかに日本の教科書は、西学受容の結果として編まれるものであり、西学教科書と見えないこともない。しかし教科目において、日本の西学受容の様態は大きく異なる。したがって、こうした中西二元論的視点からでは、日本の存在や役割を十分に解明することはできないであろう¹⁸。

一方、日本における中国歴史教科書史研究はどのような状況にあるか¹⁹。近年日本人研究者を中心とする共同研究も進められ、2004年には共同研究「戦前期日中間における教科書問題の研究」中間報告(2004. 9. 04、於中国研究所)において様々な視点から報告され

史、郷土歴史教材、蒙童習詠の通俗読本、補助教材の各種に分けられるとしており、この分類は基本的に首肯できる。

¹⁶ 本書は「中国教育史研究」三部作中の一冊として刊行されたものである。しかし、それぞれ独立した書籍といってよいものである。

¹⁷ たとえば第6章5節2項「学部の教材に対する審定」を掲げると、大略「『奏定学堂章程』頒布時にあって、すでに教材を審定する規定は存在した。光緒32年(1906)、学部は編訳図書局を設立し、擬して統一の各種教材を編集し、各家の著述をとって審定を加え、各学堂の用に備えた。1906年以後、続々と審定教材の凡例と書目を頒布し、…(書目名略)…等の如くである。／『審定凡例』は教材の審定に対して関係を有す事項の規定であり、主な内容は以下の通りである。…(以下5条の举例略)…学部審定の学校用書は、学校教材の程度内容上の画一を求め、当時の大規模な興学の潮流に迎合した。審定を通過する教材は、内容、編纂形式、さらには紙質、教科書の価格等の諸方面に至るまで、重要な保証を有したのである」とある。この記述から、審定の行われたことと、それには一定の基準があり、相当に画一的なものであったらしいということを知ることができる。しかしこの記述からは審定の実態についてはまったく窺い知ることはできない。

¹⁸ こうしたなかで、中国においても日本の歴史学や歴史教育の中国への影響に着目した日本の歴史学や歴史教育に対する研究もなされつつあるようである。劉雅軍「明治時代日本人の世界歴史観念」(『歴史教学』2005-12)は明治期における世界史観を、①万国史-②西洋史=世界史-③西洋史・東洋史の三段階で把握しようとするもの。日本の研究は参照されていないものの、中国からみた日本の歴史学・歴史教育史研究の端緒として注目すべきであろう。

¹⁹ なお先行するものとして、楊彪「中国の歴史教科書と日本」(『歴史地理教育』643、2002)「中国歴史教科書の編纂：歴史と現状」(『日本歴史学協会年報』18、2003〈歴史教育シンポジウム「東アジアにおける歴史教科書の編纂—その歴史と現状—」報告要旨〉)を確認できる。楊彪は中国在住の中国人研究者であり、前者は概観的なもの、後者は講演を整理したものである。日本国内において、こうした中国人研究者の講演の持たれたことは、日本における関心の高まりの一端を示している。

ている²⁰。

2005年、清末から民国期にかけての教科書に関する研究は活況であった²¹。先述の共同研究の成果として『中国研究月報』59-3、4(通号685、686、2005)は「戦前期教科書問題研究」という特集を組んでいる。この中で本論文の趣旨と関わるものに川上哲正「清末より民国期における教科書—教育制度・教科書制度と教科書の変遷—」をあげることができる。川上論文は、「先行研究の整理を主眼と」(冒頭リード文)して、王建軍書等の先行研究によりつつ、教育制度・教科書制度の推移と教科書の変遷を概観的に論じている。また田中比呂志「創られる伝統—清末民初の国民形成と歴史教科書—」(『歴史評論』659、2005.3)は、清末の歴史教科書に関して、概観的考察と共に、商務印書館の『共和国教科書新歴史』『同教授法』の記述に考察を加えている²²。

以上、清末民初の歴史教科書に関する先行研究に考察を加えてきた。日本の歴史教科書の影響の大きさに関して指摘されながら、一層探求すべき課題を有しており、日本の教科書の受容の意義についても十分に認識されていない。また教科書そのものについては、近年興味・関心の高まりを感じさせる研究が現れているものの、全体としてみると、基礎研究の段階を脱していない。

4. 歴史教科書分析の枠組み

本稿は、漢族の筆者により漢族使用を想定して著作された教科書群を分析しようとするものである。したがって、漢族の描くナショナル・アイデンティティの動向を検討するものである。大きく分けて、清末期と民初期の歴史教科書に現れるナショナル・アイデンティティを検討するために次の四点の共通の分析枠組みを設定する。

- 1) 諸外国との接触にともなう「中国」の自覚： 伝統的歴史教科書においても「中国」の語はみえるものの、漢族の主な居住地域を指す用例としてみえる。諸外国との接触にともない外国人著述書においても翻訳・翻刻の過程で「支那」の語を「中国」と改める等、自国を「中国」の語で表現する例が現れる。さらに日本の東洋史の影響を受けつつ、国史体の中国史を構想する。こうした中国史教科書において自国をどのような国として描こうとしているかを分析する。
- 2) 多民族国家・領域国家と整合する漢族のあり方： 清末において、支配民族の女真族に対する漢族としての民族アイデンティティの覚醒と「中国」の主要な構成員で

²⁰ 報告論題は以下の通り。易恵莉「中国の大学で使われる近代史教科書の日中関係記事について」／川上哲正「清末より民国期における教科書—教育制度・教科書制度の変遷—」／並木頼寿「国文教科書の構想と展開」／大里浩秋「歴史教科書について」／黄東蘭「清末・民国期の地理教科書について」／砂山幸雄「日本による『支那排日教科書』批判—その展開と背景、論理と心情—」／川島真「中日外交と教科書問題—満洲事変前後—」。

²¹ 他に、徐氷「清末の中国教科書に見る日本人像」(『中国21』22、2005.3)がある。日本語論文ではあるけれども、中国における研究成果のようであり、本研究分野の日中間の密接な交流によって進められている一面を示している。

²² 田中比呂志論文については、拙稿「民国成立期の歴史教科書におけるナショナル・アイデンティティ」(未発表)の関係する註を参照のこと。

あるとするナショナル・アイデンティティの覚醒は不可分に結びついて現れる。理論上は民族国家という選択もありえたであろう。しかし実際の国際関係の中では、いかに多民族からなる領域国家を維持するかを課題とした。漢族の民族アイデンティティと中国国民としてのナショナル・アイデンティティとをどのように調整するか。漢族として共感しうる、多民族国家像をどのように描こうとしているかを分析する。

- 3) **国民国家の指向にともなう「民」の重視：** 皇帝専制から国民国家へという流れは平坦なものではない。しかし国民の自覚を促すことこそ半植民地化の危機を乗り切る道であり、国民教育の必要性の自覚に基づいて学制の施行をみる。歴史教育も国民教育の一環として位置付けられる。国民の共感しうる国史として、「民」をどのように描こうとしているかを分析する。
- 4) **中国文化の意義付け：** 漢族の中華意識・華夷観念を支える根底には、古代から連続とつづく文化への自負を有している。西欧近代文化の流入は、自身の文化的存在としての自負に再検討を迫るものであった。漢族の文化を歴史的にどのように意義付け、どのように描こうとしているかを分析する。

II. 『蒙学中国歴史教科書』の概要

本書は「編輯大意」を附している。ここでは「編輯大意」を考察し、加えて全体の構成上の特徴を概観して、本書の概要を明らかにしよう²³。

1. 「編輯大意」の概要

「編輯大意」は中国人による歴史教科書著述に至る経緯を示して、大きく①「本書著述の理由」②「本書の史体」③「本書の意義」④「輿地変革の重視」⑤「人種主義」⑥「交通の重視」⑦「実学の重視」⑧「紀年」の八つの事項に分けて叙述する。

丁保書は那珂通世の『支那通史』や桑原隲蔵の『中等東洋史』の漢訳書である『東洋史要』の多く用いられている現状に警鐘を鳴らす²⁴。日本人の描く「東洋史」は所詮外国人のもので、中国人の立場からすれば不十分なものであり、「吾が国民」に「歴史の観念を興さ」しめるには「我が国人を以て我が国事を述」べることが必要であり、それはあたかも、子孫に「父祖の徳行を述ぶ如」きものこそ国史体の「中国史」であるとする。丁保書は続けて、「東洋史」は世界史体であり、取り上げる基準は世界に対する影響である。対して国史体の「中国史」においては自ずから異なる基準を有すとす。それでは本書における中国史の採録基準とはどのようなものであろうか。

ア. 進化・社会改良に役立つ内容を叙述する： 歴史教育の大目標であり、「進化」

²³ 本書の著者丁保書については今のところあきらかでなく、本書著述の経緯も判然としない。この点は課題である。

²⁴ 日本人の漢訳書の動向については、拙稿「清末における『東洋史』教材の漢訳—桑原隲蔵著述『東洋史』漢訳教材の考察—」（広島史学研究会『史学研究』250、2005）参照。

すなわち社会進化論に立脚して、未来に役立つ内容を目指そうとする。その際に「文化を進め」る、として、啓蒙主義的立場を表明し、社会改良を目指す²⁵。

イ. **世界に影響を有すものを取り上げる**： 一見すると「世界に影響する所のものを集合」する世界史体の「東洋史」と似なくもない主張である。ただ続けて「并せて聖哲の儀容を絵がき、児童の脳髓に印入」とし、該時代・為政者の治世の優れていたことの一面として描こうとする²⁶。

ウ. **輿地沿革を叙述し「国恥を雪」ぐ**： 本書のもっとも特徴的な点である。近代以来の半植民地化の趨勢に対し「衰亡の痛」を起すとする危機意識より発して、将来的に「国恥を雪」ぐことを求める²⁷。

エ. **民族主義的内容を取り上げる**： 現状を「黄種と白種」との競争、過去を「漢族と非漢族」の競争と認識する。人種・民族の競争史観を基礎に、「種族を衛り、国威を張る」内容や「外侮を捍ぐ者」を取り上げて称揚するとする²⁸。

オ. **外交・国際交流を重視する**： 国家間の「文明」は対等であるとし、中国の文明をヨーロッパ文明と対等に位置付ける。これは中国文明の維持・発展を目指そうとする主張と見受ける。続けて「帝国主義」によって、「組織」すなわち国家を「和平」に経営し、「彼の文明」すなわちヨーロッパ文明を吸収して、「進歩を導く」と述べる。そして「(文明間の)交通は、(戦争などの有形の競争に対比しうる)無形の競争にして、国力消長の枢鑰」であるとし、鎖国主義を戒める²⁹。

カ. **実業の発達に配慮する**： 中国文明の世界に対する影響とともに「工商業界」においても「東亜」に多大な影響を与えたとして、「実業教育」の発達を意図し、「前代の工芸」や「富強を致す者」を取り上げるとする³⁰。

²⁵ 「歴史は、過去進化の現象を叙して、未来進化の引線と為すものにして、僅に三千年の事実を紀す已に非ざるなり。この編は文化を進め、社会を改良するを以て主と為す」（「編輯大意」）とある。

²⁶ 「凡そ世界において影響を有すものは、均く再三注意せしめ、并せて聖哲の儀容を絵がき、児童の脳髓に印入し、他年歩趨の目的と為さしむ」（「編輯大意」）とある。

²⁷ 姓を易え代を変え、并吞あり縮削あり、地輿の沿革は、歴史上の一大原因なり。況や近代以来、欧西各国は、潜に侵奪を謀り、各々要害に拠りて、租借を名と為し、港場は尽く失う。この編は春秋戦国より、最近の形勢迄、各々地図を附し、指示を詳細にし、以て古来并合の由を識り、以て近今衰亡の痛を起す。学識に長じ、国恥を雪がんとするものは、吾が党である」（「編輯大意」）とある。

²⁸ 「交通愈広く、畛域愈廓く、今黄種と白種とは競争す。猶昔漢族と非漢族競争するなり。この編は以て種族を衛り、国威を張るを主と為し、凡て遇うに我同種を衛り、力めて外侮を捍ぐ者有らば、必ず道を称して衰うこと勿からしめ、以て我幼年の気を壮とすべし」（「編輯大意」）とある。

²⁹ 「国と国との文明は相い等しく、各々膨脹の力を肆にする能はず。ここにおいて均く帝国主義を以て、日々組織を和平の中において経営し、彼の文明を吸い、我の進歩を導く。故に交通は、無形の競争にして、国力消長の枢鑰なり。これ編むに交通して世界の知識を互換するを以て主と為す。我が祖国は数千年以来、能く此を段に具える者は、必ずやこれを樞陳に揚げ、庶くば児童をして鎖国主義を執る者の惑わす所と為さしめず」（「編輯大意」）とある。

³⁰ 「吾国の海禁大いに歐美・東洋に開き、文明の風潮を挟みて、工商業界を東亜に開く。我文明を吸収せずして以て相抵制するや。將に何ぞ以て劇場に自立せん。この編は実業教育を発達せるを以て主と為

2. 「編輯大意」の考察

「編輯大意」の主張について、考察を加えよう。

①日本人著述東洋史使用により生ずる問題点と中国人による国史著述の必要性： 当時の歴史教育の状況として、伝統的史部書の浩瀚なことから、簡易にして要領よくまとめられている日本人著述の那珂通世『支那通史』や桑原隲蔵『中等東洋史』の翻訳書である『東洋史要』の用いられていることを指摘する。しかしこれらの日本人の語る「吾が国の歴史」には免れ難い失当が存在する。こうした日本人による教科書では「吾が国民」としての歴史観念を養成することはできない。「祖国」の歴史は「我が国人」の手で編まれるべきであり、それは父祖の徳行を孫子に述べるのと同様のことであるとする。つまり、今日的に言えば愛国心の涵養をどうするかという課題に日本人著述教科書はふさわしくない点を有しているということであり、中国人自らの編纂の必要性を有すということである。

中国人の愛国心を涵養する教科書、つまり「中国史」教科書の取るべき史体は、国史体によるべきであるとする。東洋史は世界史体であり、自ずから国史体とは異なるものである。つまり中国人の手になる教科書の編纂は、どのようにして国史体「中国史」教科書を編むかということになる。国史体「中国史」という主張は一見妥当なようであるが、清朝という非漢族の支配する多民族国家において、どのように国史を編むかは、容易ならざる課題を有している。

②どのような観点で国史体「中国史」を描くか： 本書の主たる目標として「文化を進め、社会を改良する」ことを掲げる。しかしこれは教科書というものの一般的な目標に沿ったものといってよいものである。国史体「中国史」教科書の目標としては、世界に影響を有すものに注意を向けさせ、聖人の絵を描き、児童の脳裡に刷り込むことを目指すとする。このことは世界の文明国であり、聖人の国である中国を知らしめて、児童の愛国心を深めさせようとするものである。国史体「中国史」は世界史体「東洋史」とは異なり、一国史として描くべきものである。しかし実際には世界を意識している点に、中国人著述の国史体「中国史」著述の興味深い特徴を見出すことができる。それではなぜ国史体であるのに世界に影響することに注意を向けさせる必要があるのであろうか。

③中国の現状ならびに世界の情勢をどのように見るか： 中国の半植民地化の状況を反映して、輿地沿革に留意させ、今日の外国による租借の状況を批判的に理解できるようにし、将来「国恥を雪ぐ」基礎を涵養することを目指している。このことは、中国の現状を理解しようとする世界情勢を理解しなければならないことを示している。万世一系の天皇の歴史を核として閉じた国史体「日本史」を構想した日本とは大きく異なる現状にあることを理解せねばなるまい。こうした国内の現状を世界の状況としては「黄種と白種との競争」時代として捉えるのである。このことは中国を黄色人種の国として理解するものである。

す。凡て遇うに前代の工芸を崇め、以て富強を致す者有らば、筆を濡さざる無く、詳に庶を載せ、児童は実業の宝貴なるを知る」（「編輯大意」）とある。

④**国史体「中国史」構成の視点：**国史体「中国史」教科書は、どのような視点より著述されるべきであろうか。「黄種と白種との競争」という現状は歴史上の「漢族と非漢族との競争」と同質のものであるとする。征服王朝である清朝にとって、漢族と非漢族の対立抗争の歴史は触れたくない点であろう。しかし漢族も非漢族も共に黄色人種であり、黄色人種の帝国である中国こそ、白色人種と競争可能なのである。したがって本書は、「我が同種」をまもり、「外侮」をふせぐものを尊重し、そのような気概の育成につとめるとする。ここで「我が同種」と述べるのは、かつては漢族と非漢族の間にあった競争が、現状では清朝という非漢族の支配する黄色人種の多民族国家と白色人種国家との関係に置き換わっていることによるものであろう。「漢族と非漢族との競争」の中においても「我が同種」をまもり、「外侮」をふせぐ行為に価値を見出すのである。このようにみると、国史体「中国史」とは、中国の視点より外的勢力の侵入に対してどのように対応したかを体系的に叙述することとなる。

⑤**文明史的視点の重視：**文明の対等を主張し、勝手に侵略してはいけないとする。明示はしないけれども、西洋文明と東洋文明ということになる。そのためには、「帝国主義」によって、平和の中にも「彼の文明」すなわち西洋文明を吸収して進歩せねばならないとする。ここでいう「帝国主義」の語は、判然としないながら、清朝の支配体制を肯定的に述べるものようである。「交通は、無形の競争にして、国力消長の枢軸なり」というのは注目すべきであり、この「交通」は往来の意味で、文化の往来を戦争等の有形の競争に対する無形の競争と見、国力の根幹に関わる問題として重視するのである。国史体「中国史」は閉鎖的な一國史を構築しようとするものではなく、常に東西交通を視野に置きつつ、中国の発展を叙述しようとするものである。

こうした交通を通じて外来のものを摂取する必要性を述べると共に、海禁を開いた後、工商業界が東アジアに開かれることとなった。この「劇場」に立とうとするためには、「我が文明」を吸収せねばならないとする。この主張は、単に欧化するだけでは不十分だと主張であり、西体中用論に通じるものようである。こうした観点から歴史上の工芸や富強をなした記述を尊重し、「児童は実業の宝貴」として、次代の実業の発展に寄与することを企図するものである。

⑥**世界史体「東洋史」との類似点・相違点：**本書の目指す国史体「中国史」は日本人著述の世界史体「東洋史」とどのような点で類似し、どのような点で相違しているのだろうか。どちらも基本的に通史構想である。世界史体「東洋史」の代表的著作である桑原隲蔵『中等東洋史』は中国を中心とする民族興亡史として歴史を描こうとする。これに対して国史体「中国史」では、民族興亡史観の超克を目指すこととなり、漢族と非漢族の対立抗争の過程を共生・融合の過程として理解しようとする。より大きな「黄種と白種との競争」への伏線として東西交渉を視野に置くこととなる。こうしてみると、国史体「中国史」と世界史体「東洋史」との違いは、視点の違いということとなる。「世界史の一半」として客観的叙述に徹する日本人の著述に対して、中国の意義を確認すべく主観的叙述を試みようとする試みといえることができる。

3. 本書の構成の特色

本書の構成は別掲のようである。大きく見て戦乱と平時とを繰り返す政治的文脈で通史を構成し、必ず外交に関する章と文物・文芸に関する章を設けている。その際に単純な王朝順ではなく、秦漢三国・魏晋南北朝・隋唐・五代宋・元明というように、複数の王朝を結合させている。ただし先秦を古代としているが、古代・中世・近代といった時代区分を採用していない。

第1篇 中国之古代

- 第1章 唐虞三代
- 第2章 春秋戦国
- 第3章 周代之文物

第2篇 秦漢三国時代

- 第1章 秦之始乱及漢楚之争
- 第2章 漢室一統
- 第3章 漢与諸外国之關係
- 第4章 漢之末路
- 第5章 東漢与諸外国之交涉
- 第6章 仏教之東漸
- 第7章 東漢之末路及三国
- 第8章 秦漢三国時代之文芸

第3篇 晋及南北朝

- 第1章 両晋之治乱
- 第2章 南北朝之興亡及突厥
- 第3章 両晋南北朝時代之文芸

第4篇 隋唐時代

- 第1章 隋之治乱及唐之一統
- 第2章 唐与諸外国交渉
- 第3章 武韋之乱及安史之乱
- 第4章 唐之衰亡
- 第5章 隋唐時代之文芸

第5篇 五代及宋

- 第1章 遼与五代及宋之關係
- 第2章 宋遼夏金之争
- 第3章 南宋与金之争
- 第4章 五代及宋之文芸

第6篇 元明時代

- 第1章 蒙古西征及金之滅亡
- 第2章 元之一統及交通
- 第3章 諸汗国之情状及明之勃興
- 第4章 永樂之始及土木之變
- 第5章 元明時代之文芸

第7篇 明季及我大清之開国

- 第1章 欧洲列国之東渡
- 第2章 明之外寇与党争
- 第3章 大清開国
- 第4章 高宗外征
- 第5章 康熙乾隆時代之制度文物

第8篇 我朝与外国交渉時代

- 第1章 英俄東略及我国之内乱
- 第2章 長發賊之乱及英法俄之交涉
- 第3章 英俄法之侵略
- 第4章 我与日本之交涉

「第2篇 第6章 仏教之東漸」では「第1節 仏教東漸」「第2節 釈迦以前之印度」「第3節 族制之害」「第4節 釈迦牟尼」「第5節 阿輪迦拏張仏教」「第6節 明帝求仏教」の6節よりなり、インドの歴史を一定程度詳述している。また「第6編 第3章 諸汗国之情状及明之勃興」では「第6節 帖木児」「第7節 帖木児与土耳其之争」の2節においてチムールの事跡について詳述している。これはモンゴル(元)史の延長線上のこととはいえ、中国の領域を大きく越えている。このように見ると本書は中国人のための中国史を標榜するものの、実際には東洋史の枠組みを大きく変えていない。

III. 「我(吾)」を用いる記述の特徴

記述内容の考察に入ろう。歴史を「我(吾)」の立場から主観的に捉えようとするところに、国史体「中国史」の特徴をみとめる立場である。全体としてみると清朝史に関する記事中に「我」の語は頻出する。多くの場合は「清」を指すようにみえる³¹。しか

³¹ 例示すると、「葉赫(近鄰の部落にして、明を恃みて怨を我に構^{かま}う者なり)」(第7篇第3章第1節

し単純に「清」とすべきところを置き換えたものだけではなく、複雑な国際関係の中で、ナショナル・アイデンティティを表出しようとしている用例を認められる。また用例は少ないものの明以前にも用例を確認できる。ここでは「我（吾）」の用例を考察して、本書のナショナル・アイデンティティの特色を明らかにしよう。

1. 明以前における「我（吾）が国」の用例

「我（吾）」の用例をみると、そのほとんどは清朝期である。しかし明以前でも三例の記述を指摘できる。その内二例は「我（吾）が国」と記しており、掲げて考察しよう³²。

①吾が国智識の活動、學術の広博、この時に盛なるは莫し。（第1篇第3章第2節 孔子）

②時に日本…（略）…、また我が国の工芸・美術を探訪するもの甚だ多し。（第6篇第4章第2節 永樂之治）

この「我（吾）が国」は、思想・文化と関わって用いられており、王朝史的な制約を受けないものである。特に①は漢族の思想・文化の根幹に関わるものであり、漢族文化を根幹とするナショナル・アイデンティティを反映しているとみることができよう。また②において日本の求めたものも、漢族の「工芸・美術」であることは明らかであろう。

2. 清代における「我が国」の用例

清代の記事において「我が国」と記す用例を2例認められる。掲げて考察しよう。

①白蓮教徒…（略）…始めて平ぐ。これより我が国日々多事を形るなり。（第8篇第1章第2節 白蓮教之乱）

②当時英人は印度を以て根本地と為し、盛に鴉片を我が国に輸入す。（第8篇第1章第3節 鴉片之役及江寧条約）

この内②は、イギリスの鴉片輸入に関する記事で、対外関係に関して「我が国」の語を用いているといえる。しかし①は直接には国内の事件である白蓮教の乱に関する箇所である。しかし国内的な混乱によって、列強の侵略による「多事」を招いたとすると、この箇所の「我が国」の語も間接的に対外的なニュアンスを含んで用いられていると考えられよう。

満洲龍興）「聖祖、世宗、高宗の世は、我の威令は、遠く四方に振い、而して文物また極盛と称す。」（第7篇第5章第1節 文物大進）「俄羅斯は…（略）…。世宗朝、我に請い、恰克図条約を結び、…（略）…」（第8篇第1章第1節 俄羅斯経略東方）「鴉片の役は、我の人に弱きを示す所以なり。」（第8篇第2章第1節 長髮賊之起）「…（略）…法は遂に我と和し、償金を索めざるを允し、而して我は越南において、またその主権を失う」（第8篇第3章第5節 我与法越之事件）「…（略）…我は日に撤兵を要め、互に相い争論す。」（第8篇第4章第2節 日兵至台湾）「越南は旧我が冊封を受く。故に此次に議和は、我未だ嘗て承認せず。」（第8篇第3章第5節 我与法越之事件）等、いずれの「我」の語も「清」を指すことは明らかであろう。

³² なおもう一つの用例は「漢の匈奴を破りてより、吾が民をしてその地に繁殖せしめずして、反てこれをして塞内に移居せしむ。」（第3篇第1章第2節 匈奴侵入東晋）と記すもので、この「吾が民」とは、「漢朝支配下の民」のことを特定して述べるものか、「支配下の民」のことを一般的に述べるものか、判然としない。課題と考える。

3. 清代における「我が朝」の用例

清代の記事において「我が朝」と記す用例を3例認められる。掲げて考察しよう。

- ①…(略)…国号を改めて大清と曰う。朝鮮を討ちて、これを服し、我が朝の冊封を受けしむ。(第7篇第3章第1節 満洲龍興)
 - ②我が朝の内閣は大学士、協弁大学士を置き、枢機(天子を襄助し、政令を出す)を賛理し、六部を総べしむ。(第7篇第5章第2節 官制)
 - ③我が朝の旧学は、大抵理学・考拠二宗に分つ。(第7篇第5章第4節 我朝之学者)
- ①の朝鮮の用例は、前朝の明においても冊封されていたので、明との違いを明らかにする必要から「我が朝」と記し、②の制度、③の学術も前朝の明以前との違いを明らかにするために「我が朝」と記していると考えられる。このことは、清朝の中国王朝としての継承を前提として、独自性を明確にするためのものである。

4. 皇帝に「我」を附して用いる用例

皇帝に「我」の語を附して用いる用例を3例認められる。掲げて考察しよう。

- ①明末^{ヨーロッパ}欧羅巴人東渡せる時、我が太祖高皇帝は、満洲に龍興す。(第7篇第3章第一節 満洲龍興)
 - ②呉三桂は…(略)…遂に援を我に乞う。我が世祖はその請を納れ、…(略)…。(第7篇第3章第3節 世祖定鼎及鄭成功)
 - ②我が世祖章皇帝(順治帝)は兵を率いて明を伐つ。(第7篇第3章第2節 明室之亡)
- 3例の内①③は対外的な関わりを示す場合であり、②も入関に関する記事であり、「我」の語を附す場合には対外関係を意識させるものと推測される。

5. 地名に「我」を附して用いる用例

地名に「我」の語を冠する場合はいずれも外圧によって占領されたり、租借されたりする等の場合である。やや煩瑣であるけれども、すべて掲げてみよう。

- ①…(略)…緬甸は暹羅を滅ぼして独立し、また我が雲南に迫る。(第7篇第4章第2節 征服暹羅 緬甸)
- ②…(略)…英は遂に法と同盟し、我が広東を陥す。(第8篇第2章第2節 天津条約)
- ③…(略)…英法また同盟艦隊を以て、我が天津・北京を陥す。(第8篇第2章第2節 天津条約)
- ④…(略)…これより我が東三省(盛京・吉林・黒龍江)は山海の口無し。(第8篇第2章第3節 北京条約及俄之侵略)
- ⑤後に我が西境に回部の乱有るに乗じ、遂に我が伊犁^{伊犁}を佔む。(第8篇第3章第3節 俄之経営我西北部)
- ⑥会我が諒山に守兵有り。(第8篇第3章第5節 我与法越之事件)
- ⑦法將孤拔は、…(略)…我が澎湖を占めるも、…(略)…(第8篇第3章第5節 我与法越之事件)
- ⑧これより我が雲南省もまた辺事多し。(第8篇第3章第6節 英法共争暹羅)
…(略)…俄は先ず翻報を求め、我が膠州湾を窺わんと欲し、…(略)…(第8篇第4章第5節 俄徳英法之借地)
- ⑨…(略)…強いて我が膠州湾を租し、期は九十九年を以てす。(第8篇第4章第5節 俄徳英法之借地)
- ⑩…(略)…その後英吉利は…(略)…索めて我が威海衛を借り…(略)…(第8篇第4章第5節 俄徳英法之借地)

⑪法蘭西は我が広州湾を借りるにまたかくの如く、…(略)…(第8篇第4章第5節 俄徳英法之借地)

⑫而して英は…(略)…遂に我が九龍を九十九年借りるを以て相い抵制す。(第8篇第4章第5節 俄徳英法之借地)

これらの用例は、「清の」という意味を有すものの、それだけでなく、くり返し「我」という語を使用することによって、占領の事実が、児童生徒の主観に響くように感じられるように意図している³³。



「我(吾)」の語は児童・生徒に歴史を主体的に把握させる有効な記述方法であると考えられる。しかし闇雲の使用しているわけではなく、明以前には文化的な事象に関して限定的に使用している。また清代においては、対外関係や外国の占領を中心に使用し、頻繁に使用している。こうした用例は、児童・生徒の「国恥」認識を育成し、国恥を雪ぐ決意を固めさせるのに有効でと考えられる。

IV. 「中国」に関する記述の特徴

本書において「中国」の語はどのように使用されているのであろうか。まず冒頭に「中国」を「黄河の流れを経る処」の「肥沃の地」であり、漢族は西方より「移居」したとする³⁴。ここでは「中国」を地域の名称として使用しており、「漢族」と密接に結びつけている。

ついで「黄帝」について、諸部落の征服者、領土の拡大者とするだけではなく、「中国」の政治的・文化的な基礎を築いた支配者であり、それ以前の「酋長」ではなく「君主」であるとする³⁵。この場合の「中国」の語には、領域国家として政治的側面と文化的側面とを含んでいる。

ついで周公について、「中国の文物(文章か^{あきら}にして物采^{いろど})」の完成者として描き³⁶、つ

³³ なお藩属関係や軍事を示す際にも「我」の語を用いている。藩属について例示すると「我は朝鮮はこれ我が東藩なりと答え、これに応ぜず」(第8篇第4章第4節 甲午之戦)「越南は旧我が冊封を受く」(第8篇第3章第5節 我与法越之事件)「琉球は、我が藩属なりて、また日本に臣服す」(第8篇第4章第2節 日兵至台湾)のようである。また戦争に関しては「法はこれを襲わんと欲し、我が軍はこれと闘い…(略)…」(第8篇第3章第5節 我与法越之事件)「法将孤拔は、その海軍を以て我が福建艦隊を福州附近に砕き…(略)…」(第8篇第3章第5節 我与法越之事件)「已にして我が軍は王宮を衛り…(略)…」(第8篇第4章第3節 中日戦争之原因)「日将に我が軍を平壤に突攻し、また我が北洋水師と黄海に戦う。我が水陸軍は皆敗績し、」(第8篇第4章第5節 俄徳英法之借地)のようである。これらはいずれも、戦争や国際関係を主観的に把握させようとする意図によるものとみられる。

³⁴ 「中国は黄河の流れを経る処において、肥沃の地有り。太古漢族は、西北方由り此に移居す」(第1篇第1章第1節 太古)とある。

³⁵ 「その後酋長中に黄帝有り。諸部落を征服し、疆土を長江の南北に拓く(開くなり)。見聞多くして智識愈広まり、遂に文字を作り、舟車を製り、中国統一政治の基を定め、漸く文化の端緒を啓く。これ酋長より漸く変じて君主と為る局なり」(第1篇第1章第2節 黄帝)とある。

³⁶ 「周公は礼楽を作り、制度を定めてより、中国の文物(文章か^{あきら}にして物采^{いろど})、燦然と完美す」(第

いで「孔孟の道」すなわち「儒学」を「中国政教の根本」とする³⁷。これらも政治的側面と文化的側面の両面を含んでおり、先秦期に見られる用例では、「中国」を一定の領域を有す政治的・文化的な統一と認識するものとみなすことができよう。

秦の統一以後になると、「中国」の語を一定の領域概念を含みつつも対外的関係における自称として用いている。まず、秦の領土拡大に関して、「支那」を外人の「中国」に対する呼称であるとする³⁸。漢になると対日関係³⁹、対匈奴関係⁴⁰、仏教の伝来に関する対インド関係⁴¹において「中国」の語を用いている⁴²。

魏晋南北朝から唐にかけては、「中国」の語の用例は、五胡入華に関して、「北中国」において東晋と対峙したとする記事のみである⁴³。これも国際関係とみなすことができよう。その後五代期になると、契丹・遼との関係において「中国」の語を用いている⁴⁴。

明になると、ヨーロッパ人の来航と関わって、近代的な国際関係を意識した認識が登場する。明においては、日本・朝鮮と並置して「中国」の語を用い⁴⁵、続いてポルトガルとの関係において「中国」の語を用いている⁴⁶。

1 篇第3章第1節 制度)とある。

³⁷ 「…(略)…孔孟の道、世これを称して儒学と為し、中国政教の根本と為す(中国の政体・学術は、多く孔孟の道を本とす)」(第1篇第3章第3節 儒家)とある。

³⁸ 「…(略)…ここにおいて秦の疆土は大いに広まり、北は沙漠に起り、南は安南に至り、威名は遠く外国に震う。外国人訛りて秦を称して支那と為し、今に至りて遂に外人中国を名づくるの統号と為すと云う」(第2篇第1章第2節 拡張領土)とある。

³⁹ 「当時の朝鮮は半島の北部に在り、その南に馬韓・弁韓・辰韓三国有りて、これ三韓と謂う。漢は郡を北に置き、韓と交通す。これより日本の西陲の民、また漸く中国に入貢する者有り」(第2篇第3章第2節 古代之朝鮮及武帝之征討)とある。

⁴⁰ 「秦末以来、匈奴益強大なり。高祖より歳幣を与え好を通づれば、愈中国を玩侮す」(第2篇第3章第3節 征討匈奴)とある。

⁴¹ 「東漢の明帝は西域と交通し、仏教は印度より東漸す。ここにおいて中国始めて西方の文化を有す」(第2篇第6章第1節 仏教東漸)ならびに「東漢の明帝は、蔡愔をして大月氏に至り仏経を求めしめ、また僧徒を聘くを命じ、白馬寺を洛陽に建て、仏経を繙訳せしむ。中国の仏教有るはこれより始まる」(第2篇第6章第6節 明帝求仏教)とある。

⁴² 前漢の用例に「武帝これより西域と交通するを得、而して西方の珍品、また漸く漢土に輸入すと云う」(第2篇第3章第4節 交通西域)とあり、「漢土」とするものがある。この場合の「漢」は王朝名として理解するべきであろう。

⁴³ 「東晋と分けて北中国に拠る者は、…(略)…故にこれを五胡と謂う」(第3篇第1章第3節 五胡)とある。

⁴⁴ 「契丹は…(略)…中国の北部に雄長たり。…(略)…已にして晋帝臣礼を用いざるを怒り、これを滅ぼして、自ら大梁に抛り、国号を改めて「遼」と曰う。意は中国を統治せんと欲せども、士民反抗せるを以て、已を得ず、中国を捨てて北に帰る。然して敬瑭地を棄ててより後、而して中国の辺禍日亟なり」(第5篇第1章第2節 契丹之勃興)とある。

⁴⁵ 「明代は中葉に至り、…(略)…欧羅巴人は、…(略)…この時両洋に航海する者日益多く、而して東洋(中国・日本・朝鮮等の地)の天地、別に一世界を開く」(第7篇第1章第1節 欧人東渡原因)とある。

⁴⁶ 「明の宏治の時、葡萄牙人は…(略)…、漸く中国の海岸に及び、商館を広東・厦門・寧波の各地に

清になると、広域支配において、満州・蒙古・チベットと並置して「中国本部」の語を用いている⁴⁷。この「中国本部」の用例は、広義には満州・蒙古・チベット等、さらには新疆等を含む清朝統治下の全体を「中国」と認識し、漢族居住地を中心とする旧来より「中国」と認識されていた地域を分ける必要から用いられるようになった語としてよいであろう⁴⁸。

本教科書の同時代である清末にいたると、ここでは日清戦争時の下関条約（馬関条約）の締約内容において「中国」の語を用いており、実質上の正式な国号と位置付けている⁴⁹。



以上、「中国」の語は、漢族の移住してきた黄河流域の地、中原の意味から発し、黄帝をへて漢族の政治・文化の統一体としての性格を有すようになる。秦以後は対外的な公式な呼称となり、帝国（多民族国家）の時代となると、帝国の全体をも「中国」と呼称し、漢族の居住する地域を分ける必要のある場合には「中国本部」と呼称している。

V. 「国恥」に関する記述の特徴

「編輯大意」において、将来の「国恥を雪ぐ」基礎を涵養することを明示しており、「国恥」に関する記述は重要な意義を有している。しかし本書における「国恥」の記述は、単純なものではない。以下、「国恥」「復仇」の記事を精査しよう。

1. 宋の対遼「国恥」克服に関する記述

直接「国恥」について論及するのは、宋と遼・金の対立・抗争に関する箇所である。まず遼に対する「国恥」に関する記事を考察しよう。ここで「屈辱」と記すのは、仁宗時に遼・西夏に歳幣を贈り、講和したことを指す。「国恥」と「四夷」とを並置することから、この場合の「国恥」観は華夷観念に裏打ちされたものである。「国恥を雪がん」として王安石を登用した結果、新旧朋党の混乱を招来した⁵⁰。宋は「国恥を雪がん」として内政の混乱を招来したのである。こうした失敗にも懲りず、「国恥を雪がん」という目的は維持される。ついで、自力で「国恥を雪ぐ」ことのできない現状を克服するた

建て、因りて澳門を占領す」（第7篇第1章第2節 葡萄牙人之東渡）とある。

⁴⁷ 「…（略）…八旗は、満州八旗、蒙古八旗、漢軍八旗等有りて、…（略）…。その他蒙古においては旗兵有り、西藏においては番兵有り、中国本部においては勇兵有り、…（略）…」（第7篇第5章第3節 軍制）とある。

⁴⁸ 「中国本部」の語は、中国における行政区分上、省の設置されている地域を指す場合があるようであり、その場合には満州を含むことになる。この用例は漢族の郷勇の例であり、満州を含まないものと考ええる。

⁴⁹ 「…（略）…我ここにおいて李鴻章を派し、伊藤博文と馬関に会して和を議し、訂約して「中国は朝鮮を独立国と為すを認む。…（略）…」と云う」（第8篇第4章第4節 甲午之戦）とある。

⁵⁰ 「後に神宗（英宗の子）はこの屈辱に憤り、四夷を駆り、国恥を雪がんと欲し、王安石の才を信じて、遂に委ねるに政事を以てす」（第5篇第2章第2節 神宗用安石）とある。

めに、金と同盟を結んで、遼を挟撃しようとする⁵¹。この結果、遼を滅ぼして「国恥を雪」ぐという目的は達したものの、金の南進を招き、徽宗等は捕らえられ、南に政府を移さざるを得ない結果をもたらした。

ここまでの話は「国恥を雪」ぐことの困難さを描いている。国内の充実を目指しても失敗し、外交政策によって他国の力を利用しようとしても一層悪い状況を招来した。「国恥を雪」ぐための定跡は示されず、その困難なことのみを示しているのである。

2. 宋の対金「国恥」克服に関する記述

宋は新たに金に対して「国恥を雪」ぐ必要を生じた。当初「復仇」の試みは、韓世忠・岳飛等将士の戦闘における活躍と李綱・胡銓等文臣の内政とにおける活躍とが組み合せて、一定程度金軍の勢力を抑制することを可能とした⁵²。これは「国恥を雪」ぐための一つの理想形として提示されているとみなすことができよう。

しかし秦檜の岳飛殺害をへて、「専ら外に媚び」て「国恥を雪」がない方針へと転換すると「国威は日々替れ」ていったとする⁵³。岳飛に対する高評と秦檜に対する悪評とは周知の通りである。結果として、宋の金に対する「国恥を雪」がんとする試みは成功しなかったのである。宋は金に対してもモンゴルと結んで「仇を復さん」とするものの、周知の通りモンゴルに併呑される状況を招来する⁵⁴。

3. 清入関時の「復仇」に関する記述

現王朝である清朝の入関は、明を滅ぼした李自成に対して、呉三桂の「仇を復す」ための行為として描かれる。呉三桂の乞いに対して「我が世祖はその請を納れ」て入関して北京に都を定めたとする⁵⁵。記事は続けて鄭成功の復明の動きを掲げる。「援を日本

⁵¹ 「宋は自ら国恥を雪ぐ能わずして、強敵に借り以て仇を復さんと欲す。幸臣童貫は、遼の国運衰うを見、使を金に遣し、金の遼を夾撃するを約す」（第5篇第2章第6節 遼之滅亡）とある。

⁵² 「金の太宗は大軍を率いて南侵す。宋将韓世忠・岳飛等は、金軍を江北に禦して、戦はば輒ち捷ち、李綱・胡銓は日々仇を復すを謀る。故に金軍は遅くする能わず」（第5篇第3章第2節 奏檜李綱之主和戦）とある。

⁵³ 「秦檜の相と為るに及びて、議和を以て己が功と為し、岳飛を殺し、専ら外に媚びるを事とし、加えて歳幣を増し、金の封冊を受く。議和の後、また力めて富強を図り、以て国恥を雪がず、卒に国威は日々替れ、国仇復す能はず。但々徽宗の梓宮の還るを迎うを得るのみと云う（梓宮は帝棺なり）」（第5篇第3章第2節 奏檜李綱之主和戦）とある。

⁵⁴ 「成吉思汗没し、子の太宗窩闊台立つ。太祖の遺志を紹して金を討ち、使を宋に遣し、金を夾撃せしめ、約事成らば当に河南地を以て宋に譲らんとす。時に金は宋に倚りて和を求めんと欲す。宋の理宗は唇亡齒寒の理（金滅べば則ち宋危し。唇亡べば則ち齒寒きに異る無きなり）を知らず、急ぎて地を得以て仇を復さんと欲し、遂に金と絶たちて孟珙をして北征せしめ、蒙古兵を以て金の蔡州城（河南の汝寧なり）を破らしめ、これを滅ぼし、勢に乗じて汴京・洛陽（蒙古已に金の地を取る）を略し、蒙古守兵を逐うに、卒に蒙古の敗る所と為り、乃ち師を旋す」（第6篇第1章第3節 金亡）とある。

⁵⁵ 「呉三桂は還って明を救わんとするに、及ばず。大仇を復さんと欲し、遂に援を我に乞う。我が世祖はその請を納れ、これと兵を合せ、自成を逐い、遂に鼎を燕京に定む」（第7篇第3章第3節 世祖定

に乞う。日本これに応ぜず、その志を遂げずして没す」として、清の援助を得て「仇を復」した呉三桂と対比的に描いている⁵⁶。清を明の「仇を復」した正統な王朝として描こうとしている。



本書では、「国恥」「復仇」を、かなり困難な課題として描いていることが理解できよう。特に宋の事例は、国恥を雪ぐための性急な対応を諫めているようにも見える。事実上、国恥を雪ぐことに成功した例が存在しないのも、悲壮感ただよう内容とみられる。しかし国恥を雪ぐことを不可能な課題としているわけではないことにも気づく。南宋初の対金戦争は岳飛等の活躍によって、実現の可能性は高かったとみるのである。また「国恥」とはやや異なり、「国恥」の語もみえないものの、清を明朝の「仇を復す」戦いに協力し、実現させた存在と描いているのも、国恥を雪ぐ可能性を示唆している。

VI. 「種族」に関する記述の特徴

本書において「民族」の語は、冒頭「太古」（第1篇第1章第1節）の「部落」の語の双行註に「民族の聚る処、部落と曰う」とあるのみである。一方「種族」の語は、かなり頻繁に現れ、今日の「民族」に近い語感で扱われることが多い。しかし「種族」の性格は時代によって異なるようである。以下時代を追って、「種族」に関する記述の特徴を考察しよう。

1. 「漢族」に関する記述

「漢族」を西北方より「中国」に移住してきた人々であるとする⁵⁷。その際に苗族先住説などは記されていない。漢民族の国家の性格は、黄帝の記述に集約的にあらわれる。人口ははだいに増加し、黄帝の時に「諸部落を征服」し、領土を長江の南北に広げたとし、加えて、文字等をつくり、「統一政治の基」「文化の端緒」をひらき、それまでの「酋長」とは異なる「君主」となったとする⁵⁸。漢族は政治統一の基本と共に文化の基本を作成し、そうした文化的国家の始祖を黄帝に仮託するのである。

本書ではこうした漢人の国家を全面的に肯定するわけではない。否定的側面のあることを指摘する。北魏の孝文帝の漢化政策に関する記事は、漢化にともない、「勇武」か

鼎及鄭成功)とある。

⁵⁶ 「明の遺臣に鄭成功なる者有り、魯王を奉じて南京を陥し、尋でまた戦い敗れ、退きて台湾に至り、荷蘭人を放逐してこれに拠り、更に援を日本に乞う。日本これに応ぜず、その志を遂げずして没す」（第1篇第3章第3節 世祖定鼎及鄭成功)とある。

⁵⁷ 「中国は黄河の流れを経る処において、肥沃の地有り。太古漢族は、西北方より此に移居す。人口漸次繁殖し、衆を部落（民族の聚る処、部落と曰う）に分ち、各酋長（部落の長）を戴きて、漁獵・牧畜・耕田・医薬、紡織の業を営む。それ酋長有りて君主無きの時代なり」（第1篇第1章第1節 太古)とある。

⁵⁸ 「その後酋長中に黄帝有り。諸部落を征服し、疆土を長江の南北に拓く。見聞多くして智識愈広まり、遂に文字を作り、舟車を製り、中国統一政治の基を定め、漸く文化の端緒を啓く。これ酋長より漸く変じて君主と為る局なり。」（第1篇第1章第2節 黄帝)とある。

ら「奢侈文弱」へと変質し、結果とした国勢の衰えたことを記して⁵⁹、漢族の文化面を尊重しながらも、奢侈・文弱という欠点を有していることを指摘する。

2. 「戎狄蛮夷」に関する記述

周になると「戎狄蛮夷」に関して記述する。「戎狄蛮夷」とは「東夷・西戎・南蛮・北狄」の称によるものであり、漢族の拡大にともなって、四方の非漢族の人々との交流が文化的摩擦を越えて、政治的・軍事的摩擦の様相を示すようになる。まず周公の治世に対する褒辞として「夷狄」を撃ったことがみえ⁶⁰、その後、周の東遷の箇所において「西戎」⁶¹「戎狄」の来寇と、その盛んな様子とを述べる⁶²。「戎狄」の勢力はその後も盛んで、春秋の五覇の功績の主たるものに「夷を攘」うことを掲げている⁶³。こうした「戎狄蛮夷」は最終的に戦国時代となって七雄に圧迫されて凋落し、一部は塞外に逃れたとする⁶⁴。このことは中国史の主要部分である中原の漢族化の完成を意味している。

3. 「胡族」に関する記述

秦の治世になると「胡族」に関して記述する。まず最初に現れる胡族は匈奴であり、匈奴はすでに戦国時代から北辺を寇略していたとする⁶⁵。漢代の基調は、漢と匈奴との抗争であり、その後三国をへて晋になると、「五胡」の登場を見る。「五胡」とは匈奴・羯・羌・氐・鮮卑の総称であり⁶⁶、後世の民族観に従えば、モンゴル系・トルコ系・

⁵⁹ 「魏の太武帝は江北を併せて平城に都す。孝文の世、洛陽に徙り、胡服を禁革し、深く華風を慕り、種族を和すを欲し、漢人と結婚するに因り、又礼楽を改め、学校を興し、鋭意改革を図り、文運を進む。然して南遷の後、漸くその勇武の本来を失い、変じて奢侈文弱の俗と為り、国勢遂に衰え、後分けて二と為る。」（第3篇第2章第2節 魏之改革）とある。

⁶⁰ 「周公善く国を治め、…（略）…、戎兵を詰して夷狄を膺たしむ。…（略）…」（第1篇第1章第7節 周之全盛）とある。

⁶¹ 普通には「犬戎」と称される。しかしここでは、蔑称に当たる「犬」字を避けたのであろう。

⁶² 「その後周室漸く衰え、西戎来りて侵す。平王遂に都を洛邑に徙して、その難を避け、世々これを周室の東遷を為すと称し、ここにおいて戎狄の勢大いに盛んなり」（第1篇第1章第8節 周室東遷）とある。

⁶³ 「平王東遷以後、凡て二百四十年間、これを春秋の世と謂う。この時戎狄屢内に侵す。…（略）…世これを称して五覇と為し、而して齊桓能く夷を攘い（排撃なり）、人尤もこれを賢とす」（第1篇第2章第1節 春秋五覇）とあり、また「宋の襄公これに代りて、志を攘夷に有せども、而して内政修まらず、…（略）…」（第1篇第2章第2節 齊桓宋襄）とあり、また「時に晋の文公河北に起ち、百餘年の覇業を開く（赤狄を攘い、楚師を破る）。秦の穆公は西戎に覇を称してこれを争う。楚の荘王また晋を敗りて南方に雄視す」（第1篇第2章第3節 晋秦楚之覇業）とある。

⁶⁴ 「七雄並び争い、并吞鄰服す。この時戎狄蛮夷も、また強侯の翦滅する所となり、日々漸く凋落し、存する者もまた避けて塞外に徙る。世これを称して戦国の世と為す」（第1篇第2章第5節 戦国七雄）とある。

⁶⁵ 「これに先じ戦国の世は、匈奴（塞外の胡族なり）屢北辺を寇す」（第2篇第1章第2節 拡張領土）とある。

⁶⁶ 「…（略）…これ五胡入華の始（匈奴・羯・羌・氐・鮮卑は、皆胡族なり）為り」（第3篇第1章第2節 匈奴侵入東晋）

チベット系等雑多な人々からなっている。五胡の侵入によって晋は南に追いやられ、五胡に漢族を加えた十六国時代をへて、胡族による北朝へと収斂されていく。胡漢の興亡は、最終的に北魏の孝文帝によって、「胡服」を改めるなどの文化面での漢化政策、漢人との結婚を奨励し、「種族を和」そうとした融合政策によって、文弱化を招き、実質上漢族と異なる存在となる⁶⁷。

4. 非漢族国家に関する記述

北魏の漢化政策によって、胡漢融合の状況となるのと、ほぼ軌を一にして、非漢族国家の登場をみる⁶⁸。この段階の国家は民族的色彩を色濃く有す国家であり、その最初のもは突厥である。突厥はトルコの語源となる「種族」であり、漢化の道を歩んだ五胡とは異なる存在である。この突厥は中央アジアに君臨し東西にわたる広領域を領有し、中国にも圧力をかけたのである⁶⁹。

こうした大国である突厥に対抗し、より漢族を基礎に広域の統一国家を形成したのが唐であり、唐の対外政策の成功を「漢人の声勢」のもっとも盛んな時代と位置付けている⁷⁰。唐と諸国の関係を見ると、西突厥を滅ぼした後、その領土は一時唐に帰したが、その後は回紇に帰しており⁷¹、吐谷渾・吐蕃とは和睦しており⁷²、広大な支配地域に都護を配したものの直接支配はしていない⁷³。

非漢族国家と漢族国家との抗争は、五代に入り本格化する。その最初のもは契丹の遼であり、契丹は「皇帝」を称して、「遼」と号して「中国を統治」しようと意図し、「中国の北部」を領有し、後晋石敬瑭が「臣礼」を用いないことを怒って滅ぼし、その後しばしば中国に攻め入った⁷⁴。この遼と後晋との関係は、「国恥」の原型ということ

⁶⁷ 「魏の太武帝は江北を并せて平城に都す。孝文の世、洛陽に徙り、胡服を禁革し、深く華風を慕り、種族を和すを欲し、漢人と結婚するに因り、又礼楽を改め、学校を興し、鋭意改革を図り、文運を進む。然して南遷の後、漸くその勇武の本来を失い、変じて奢侈文弱の俗と為り、国勢遂に衰え、後分けて二と為る」（第3篇第2章第2節 魏之改革）とある。

⁶⁸ 今日中国では、漢族以外の構成民族を「少数民族」と称している。ここでは漢族を中心とする国家「漢族国家」に対して、非漢族を中心とする国家の意味で「非漢族国家」の語を用いることとする。

⁶⁹ 「…（略）…魏の北に柔然有り、屢々東西両魏を困らせ、歳幣を徴し、勢頗る盛んなり。後その部族の突厥種、兵を挙げて柔然を滅ぼし、東は満州より、西は鹹海に至り、占めてその地を有し、東西に分けてこれを治む。ここに至り東突厥は毎に後周を寇し、西突厥は羅馬と相い結び、波斯を攻め、ここにおいて突厥は乃ち北方に雄視す。」（第3篇第2章第4節 柔然と突厥）

⁷⁰ 「唐の威力は、遠く四方に及び、…（略）…漢人の声勢の盛は、未だ唐代の如き者有らざるなり」（第4篇第2章第4節 唐之威力）とある。

⁷¹ 「太宗また東突厥の紛乱に乗じ、李勣を遣してこれを降服せしめ、更に兵を出して西突厥を討つ。高宗朝に至り、西突厥は衰滅し、その地は唐に帰し、また回紇の領す所と為る」（第4篇第2章第2節 東西突厥衰亡）とある。

⁷² 「吐谷渾及び吐蕃を討ち、これと和す」（第4篇第2章第3節 西域交通印度）

⁷³ 「唐の威力は、遠く四方に及び、東は朝鮮に起き、西は中央亜細亞トルキスタン（今俄轄の土耳其斯坦是なり）に至り、北は西伯利亞シベリア中央部より、南は安南に達す。都護（属国を保護せる官）を辺陞の要地に置きてこれを統治す」（第4篇第2章第4節 唐之威力）とある。

⁷⁴ 「契丹は内蒙古の東部に居り…（略）…、崛起して近鄰を経略す。梁の太祖の時、自ら皇帝を称し、

ができよう。漢族が宋によって統一されて後、新たにツングース系の女真族は金を建て皇帝と称した⁷⁵。こうして宋・遼・金の三国が覇を競う状況が生まれた。最終的に中国を統一したのは、モンゴル族であり、やはり「帝」と称した⁷⁶。元は『宋史』の他に遼金の正史も編纂しており、明も元の正史を編纂している。異民族の王朝も公認しているのである。これらの国は、漢族からみれば「国恥」の認識を伴うものではあったが「中国」の国家としては対等に処遇している。

5. 帝国 (多民族国家) に関する記述

モンゴルは単に「中国」の国家というだけではなく、アジアとヨーロッパに跨る「大帝国」であった⁷⁷。本書ではつづいてオスマン・トルコを「帝国」と記している⁷⁸。他に「帝国」の語は用いていないものの、国家が多民族よりなる帝国の形態を取ることとなる。帝国構造の国家である元は、「漢人」を官僚として登用しない欠点を有しているとする⁷⁹。こうした状況を背景に生まれた明は、漢族中心の運営方針を採用する⁸⁰。清朝はこうした反省をもとに満漢半数を任用する方針を採用する⁸¹。



以上、「種族」に関する記述を通観すると、①外来の漢族による国家形成に伴う「戎狄蛮夷」との抗争・攘夷→中原の漢族化の完成の段階、②漢族の統一国家と西北方面「胡族」との抗争→胡族の侵入→胡漢融合による新しい漢族国家の形成の段階、③漢族国家

東して渤海を滅し、西して回紇を降し、中国の北部に雄長たり。後の太宗（耶律阿保機の子）は石敬瑭（後唐の臣）を援け唐を滅ぼす。敬瑭は賄するに河北十六州を以てし、太宗遂に敬瑭に命じて晋帝と為す。已にして晋帝臣礼を用いざるを怒り、これを滅ぼして、自ら大梁に抛り、国号を改めて「遼」と曰う。意は中国を統治せんと欲せども、士民反抗せるを以て、已を得ず、中国を捨てて北に帰る。然して敬瑭地を棄ててより後、而して中国の辺徼日亟なり。」（第5篇第1章第2節 契丹之勃興）とある。⁷⁵ 「時に遼の東に女真（通古斯族なり）有り、その部長阿骨打は、四鄰の諸部落を降し、また遼軍を破る。国は号して金と曰い、自ら皇帝と称す。所謂金の太祖これなり」（第5篇第2章第5節 金之勃興）とある。

⁷⁶ 蒙古種族は、本幹難河の左右に遊牧し、久しく貢を遼・金に納む。鉄木真の近傍の諸蛮を征服するに及び、遂に宋の寧宗時に帝と称し、成吉思汗と号して、…（略）…金を伐ち、燕京を陥す。（第6篇第1章第1節 蒙古成吉思汗征服西夏）

⁷⁷ 「これより亜細亜全洲は、北方西伯利亞・印度・阿剌伯を除くの外、咸蒙古の威令を懼れ、南は南洋諸島を包み、西は歐羅巴大陸を跨ぎ、実に亘古未だ有らざるの大帝国為るなり」（第6篇第2章第4節 蒙古）とある。

⁷⁸ 「この時阿斯曼（土族の酋長）は帝国を小亜細亜に立つ」（第6篇第7章第7節 帖木兒与土耳其之爭）とある。

⁷⁹ 「…（略）…而して漢人は尤も顯宦に列すを得ざるを以て、宋室の墳墓に発して憤を為すに及び」（第6篇第3章第3節 元衰亡之原因）とある。

⁸⁰ 「文教を興し、胡服を廢し、故に紀綱大いに張る。然して義を制するを以て士を取らば、その流弊は儒者をして空疏迂腐にして、一物も知らざるを致す」（第6篇第3章第5節 明太祖之經營）とある。

⁸¹ 「…（略）…京官・要路においては、則ち満漢人各半を任用す」（第7篇第5章第2節 官制）とある。

と非漢族国家の対立抗争の段階、④帝国（多民族国家）、の4段階をへて進んでいるとみることができる。漢族はこうしたなかで常に中心に位置している。清朝治下の漢族は、元の反省を活かした満漢半数を官僚に任用方針によって重きをなしていることを強調するのである。

VII. 「民」に関する記述

清以前の中国の身分制度は、大きく士庶に分けられていた。一介の匹夫より帝位に上り詰めた劉邦の例もあるし⁸²、宋代以降になると学問によって、科挙制度を通じて士大夫身分へと上昇することもありうるので、厳密に固定化されたものではない。管仲は士・農・工・商の居処を分け、富国強兵の基礎を築いたという⁸³。この内士は政治を行う支配階層で、農・工・商は被支配階層となる。士人は儒教的礼教の世界に生きる存在で、政治を司る為政者であり、文化人である。対して庶民は儒教的礼教にとらわれず⁸⁴、農耕を中心とした地域社会や都市に生き、支配を受ける人々である。皇帝は士人を官僚制に組織して、庶民を支配し、国家を維持したのである。本書は、「国民」の教科書として描かれており⁸⁵、「民」の位置づけについて、独自の工夫を凝らしている。以下考察を加えよう。

1. 「民間」に関する記述

本書中には「民間」の語を用いる記事が3例ある。掲げて考察することとしよう。

①…(略)…民間の兵器を収めて以て乱源を絶ち、…(略)…(第2篇第1章第1節 秦始皇之改革)

②秦の挾書を禁じてより、而して礼儀全く乱る。故に高祖は叔孫通の言を納め、朝儀を定めしむ。…(略)…また民間の賢者を訪求し、以て文物を興す。(第2篇第2章第2節 定朝儀)

③五代の時より印書術を行い、書籍は民間に普及す。(第5篇第4章第1節 印書 儒学)

①は始皇帝の時のことで、民間からの叛乱を恐れてとった政策であり、民間は叛乱の「乱源」となるものである。一方②は漢初の復興の際のことで、民間には、丹念に探し求めれば賢者もいれば様々な文物も存在するのである。③は印刷術の普及によって民間が一層充実したことを示している。このように「民間」は、為政者からみれば、危険性と可能性を秘めた存在であった。

⁸² 「…(略)…項羽の勢は益々^{益々}熾り、垓下に敗れ、遂に自刃し、ここに天下は劉邦に帰す。これ齊民の天子と為るの始めなり」(第2篇第1章第4節 劉項之戦争)とある。

⁸³ 齊の垣公は管仲を用う。仲は…(略)…また士農工商をして、その居処を異にして、ここにおいて国富み兵強し。(第1篇第2章第2節 齊桓宋襄)

⁸⁴ 『礼記』に「礼は庶に下らず」という。なおこの句には様々な解釈がなされているようであるが、智愚親念に裏打ちされた士庶区分においては、礼はやはり士人のものであった。

⁸⁵ 「国民」の語は、本文中には、インドの仏教成立に関する箇所「国民は皆婆羅門教を奉ず」(第2篇第6章第2節 釈迦以前之印度)とあるのみである。この場合の「国民」の語は4種カーストを包含する語として用いられている。なお日本の明治国家について「臣民」(第8篇第4章第1節 日本維新)の語を用いている。ただし、中国の「民」を「臣民」呼ぶ例は存在しない。

2. 「愚民」に関する記述

「民」は必ずしも良い者とは限らない。民は悪ではないけれども「愚」な存在であり、だまされやすいと考えている。「愚民」「不逞の民」の用例がみられる。掲げることとしよう。

- ①…(略)…漢末に至り、張陵偽りて秘録を老子に得ると言い、符呪の法を行い、以て愚民を惑わす。これより道教の称有り。(第2篇第8章第3節 道教之由来)
- ②仁宗睿皇帝の即位するや、白蓮教徒蜂起し、凡て不逞の民は皆これに応じ…(略)…国内これに因り騒擾す。(第8篇第1章第2節 白蓮教之乱)
- ③…(略)…広西の洪秀全はこれを見、基督教に附会して以て愚民を惑し、遂に兵を起して反し、号して太平天国と曰う。(第8篇第2章第1節 長髮賊之起)

時間的には大きく経過しているものの、いづれも宗教叛乱に関する記事であり、宗教に対する警戒を鮮明にしている。

3. 「民」の困苦と叛乱に関する記述

失政によって「民」を苦しめ、叛乱に至るとする記述がしばしば見受けられる。どのような失政であったろうか。

①秦の始皇帝の事跡では、土木事業・外征・刑法の厳酷⁸⁶。②前漢の武帝の事跡では、酷吏・官爵の売買・民業の圧迫、工業・農業の軽視⁸⁷。③隋の煬帝の事跡では、土木事業、外征、税役⁸⁸。④宋の王安石の事跡では、役人の不正⁸⁹。⑤元の事跡では、経済政策の失敗、喇嘛僧侶の民材の強奪、重税、漢人を官僚に登用しないこと⁹⁰、等である。外征や土木工事など理由は異なるものの、最終的に重税となり、さらに酷吏や経済政策の失敗が絡むと、「民」の叛乱を引き起こしやすくなるとみられる。なお⑥唐末の牛李

⁸⁶ 「始皇内に土木を営み、外に征討に務め、刑法酷烈にして、徭役時ならず。人民は皆叛乱を思ふ」(第2篇第1章第3節 秦之滅亡)とある。

⁸⁷ 「武帝は秦始皇以後の英主為り。…(略)…財用継ぐ能はず。又酷吏を任じ、官爵を売り、専ら民業を奪い、而して民の生利の源(製造・種植の術)を開くを為さず、卒に百姓の大困を致す」(第2篇第3章第5節 武帝外征之結果)とある。

⁸⁸ 「…(略)…これ煬帝為り。帝は淫侈暴乱にして、大を好みて功を喜び、宮殿を営み、運河を開き、また長城を増築し、屢々数百万衆の勞役を起し、これに加えるに遠征を事とするを好み、南は林邑を平ぎ、吐谷渾を破り、又高句麗の朝さざるを怒り、大軍を發して三次にこれを討つ。卒にその私志を逞くするを以てし、世界の為に公益(百姓共に受くるの益は公益為り)を謀るに非ず。民はこれが為に用いる莫く、遂に功無くて還る」(第4篇第1章第2節 煬帝之暴政)とあり、また「土木・征徭、歳ごとに興りて息まず。民人苦役已に甚しく、一時に叛乱紛起す」(第4篇第1章第3節 唐高祖奪隋)とある。

⁸⁹ 「…(略)…法を行う者は皆貪黷にして無能の輩にして、諸法を致すに弊有りて利無きを以て、百姓嗟怨し、天下騒然たり」(第5篇第2章第3節 王安石新法)とある。

⁹⁰ 「元は連年兵を動かすを以て、国用給さず、紙幣を濫發し、信を民に失い、以て物価騰貴を致し、これに加うるに喇嘛僧徒は、元室の皈依を得るを恃み、民財を強奪し、弊害百出し、一時に重役暴斂し、百姓その苦に堪えず。而して漢人は尤も顯宦に列すを得ざるを以て、宋室の墳墓に發して憤を為すに及ぶ。…(略)…以て故に流寇の乗ずる所と為り、元室は遂に以て衰乱す」(第6篇第3章第3節 元衰亡之原因)とある。

の朋党の例⁹¹では、「士民」とともに苦しんだとし、政治対立は結局すべての人にしわ寄せが行くのである⁹²。

なお本書においては、農民叛乱をことさらに記述することはない。秦の陳勝・呉広の乱、後漢の黄巾の乱、唐末の黄巢の乱、元末の紅巾の乱等は、叛乱のあったことは記すものの具体的記述を欠いている⁹³。明末の李自成については記述するものの、これは清の入関と関わるからであり、特段の評価を与えていない⁹⁴。

清後期の民衆叛乱については、白蓮教の乱、長髮族の乱について詳述している。どちらも宗教に仮託し、「不逞の民」や「愚民」を扇動したものであり、これらによって清朝は衰運に向かったことを否定的に捉えている⁹⁵。

4. 「民」生の安定を図る為政者の記述

為政者である皇帝＝天子は、「民」の生活を安定させ、発展を図る存在として描かれている者が多い。①堯は、農工業を勤めた⁹⁶。②禹は、治水に成功した⁹⁷。③周侯昌は、

⁹¹ 「また牛僧儒・李宗閔・李徳裕等の如きは、各朋党を立て、互に相い傾陥し、幾仇敵の如く、卒に国政の紊乱を至し、士民愁苦し、羣賊起りて長安陥つ」（第4篇第4章第2節 宦官与朋党）とある。

⁹² なお「已にして晋帝臣礼を用いざるを怒り、これを滅ぼして、自ら大梁に抛り、国号を改めて「遼」と曰う。意は中国を統治せんと欲せども、士民反抗せるを以て、已を得ず、中国を捨てて北に帰る。然して敬瑭地を棄ててより後、而して中国の辺禍日亟なり」（第5篇第1章第2節 契丹之勃興）とあり、契丹（遼）の中国支配に対する「士民」の反抗を記す。しかしその理由を明示していない。

⁹³ 陳勝・呉広の乱については「人民は皆叛乱を思う」（第2篇第1章第3節 秦之滅亡）とあり、黄巾の乱については「曹操は諸賊を討ちて功有り…（略）…」（第2篇第7章第2節 後漢亡）とあり、黄巢の乱については「士民愁苦し、羣賊起りて長安陥つ」（第4篇第4章第2節 宦官与朋党）とあり、紅巾の乱については「…（略）…以て故に流寇の乗ずる所と為り、元室は遂に以て衰乱す」（第6篇第3章第3節 元衰亡之原因）とある。

⁹⁴ 李自成については「明の国政乱れ、李自成等の流寇讜起す」（第7篇第3章第2節 明室之亡）とある。これは、清入関の「呉三桂は還って明を救わんとするに、及ばず。大仇に復さんと欲し、遂に援を我に乞う。我が世祖はその請を納れ、これと兵を合せ、自成を逐い、遂に鼎を燕京に定む」（第7篇第3章第3節 世祖定鼎及鄭成功）とある記述の伏線といえる。

⁹⁵ 白蓮教の乱については「白蓮教徒蜂起し、凡て不逞の民は皆これに応じ、加えて粵賊の辺境を劫掠するを以て、国内これに因り騒擾す。朝廷諸将を分遣し、力を勦除に尽すも、七年の久しきを歴して、その乱始めて平ぐ。これより我が国日々多事を形るなり」（第8篇第2章第2節 白蓮教之乱）とあり、長髮族の乱については「広西の洪秀全はこれを見、基督教に附会して以て愚民を惑し、遂に兵を起して反し、号して太平天国と曰う。その徒は皆髪を蓄う。故にこれを長髮賊と謂う」（第8篇第2章第1節 長髮賊之起）とあり、論評して「この乱を考えるに、前後十有六年に亘り、殺人淫掠、慘にして生理無く、城を屠すもの凡そ六百餘、その害を被る者十六省たり。誠に賊匪の行為なり」（第8篇第2章第4節 平長髮賊）と記している。

⁹⁶ 「帝堯は、大聖の君徳を具え…（略）…民業（農工の業）を勤める」（第1篇第1章第3節 唐虞）とある。

⁹⁷ 「時に天下に洪水有り。舜の臣に禹なる者有り。舜の命を奉じて、水土を平ぎ、而して人民始めて安居を得、功を以て禪りを受け、国号して夏と曰う。…（略）…その後王桀に至り、無道に因りて民心を失い、卒に殷の滅ぼす所と為る」（第1篇第1章第4節 夏）とある。

徳を修めて民を愛した⁹⁸。④齊の桓公は、貨殖に務めた⁹⁹。⑤前漢の文帝は、節約に努め、仁政を心がけて職業に専念させた¹⁰⁰。⑥前漢の昭帝は、民に休養を取らせた¹⁰¹。⑦隋の文帝は、節約に努め、民治に務めた¹⁰²。⑧唐の玄宗は、天下太平で「百姓」は豊であった¹⁰³。⑨宋の宣仁太皇太后は、新法党の俗物官僚を一掃した¹⁰⁴。⑩明の成祖は、教化に務め、民を裕にした¹⁰⁵、等である。

為政者が「民」の生活の安定を図り、その善政を称賛するのは一見して当然のように思われる。本書では、皇帝＝天子を一応「天下」の支配者として位置付けている¹⁰⁶。しかし実際には天命や易姓革命を前面に出す記述は見受けられない。



本書において「民」に関する記述は、慎重な取り扱いをしている。一面では宗教によって扇動され、民衆叛乱を引き起こす「愚民」として警戒しつつ、一方では皇帝＝天子を「民」の生活の安定を図る存在として捉え、国民を基盤とする為政者像を描こうとする。なおこうした背景には、太平天国の乱等の清後期の混乱と清末の梁啓超の「新民説」等の動向に配慮しているものと考えられる。

VIII. 為政者と士人層に関する記述

歴史教育において、あるべき人物像を示すことは重要な課題である。加えて中国史においては、人物評価はその時代のナショナル・アイデンティティを示す重要な指標となる。ここでは人物に関する記述の面から本書の特徴を考察しよう。

⁹⁸ 「時に周侯昌は西伯と為り、太公望呂尚を以て師となし、徳を修めて民を愛す」（第1篇第1章第6節 周之興起）とある。

⁹⁹ 「齊の桓公は管仲を用う。仲は民をして財貨を殖えしめ、東海の魚塩を取り、軍政を作し、又士農工商をして、その居処を異にして、ここにおいて国富み兵強し」（第1篇第2章第2節 齊桓宋襄）とある。

¹⁰⁰ 「文帝節儉にして、仁政を施し、民衆各々をしてその業に安ぜしむ」（第2篇第2章第4節 文景之治七国之乱）とある。

¹⁰¹ 「武帝没し、子の昭帝立つ。霍光遺詔を奉じ政事を摂し、務めて民力を休養するの計を為す」（第2篇第3章第6節 宣帝之服属西域）とある。

¹⁰² 「隋の文帝は既に天下を一統し、乃ち節儉を守り、意を民治に注ぐ」（第4篇第1章第1節 文帝之治）とある。

¹⁰³ 「玄宗は姚崇・宋璟を挙げて相と為し、一に治を意図し、節儉を守りて賦役を軽くす。ここにおいて天下は太平、百姓は殷富、學術・工芸もまた大いに進歩し、世称して開元の治と為す」（第4篇第3章第3節 開元之治）とある。

¹⁰⁴ 「宣仁太皇太后摂政し、熙豊党の王安石等を黜し、而して元祐党の司馬光等を用い、悉く新法を廃す。人民大いに喜び、称して女中堯舜と為す」（第5篇第2章第4節 熙豊元祐党之争）とある。

¹⁰⁵ 「成祖は都を燕京に定め、会通河を浚き、大に教化を興し、また力めて民庶の富裕を図る」（第6篇第4章第2節 永楽之治）とある。

¹⁰⁶ 本書中に、「天下」の語は頻出する。最後の用例は「三藩の乱」における「天下の明室を思ふ者は、皆翕然響應す」（第7篇第3章第4節 三藩之乱及台湾之鎮定）とあるもので、少なくとも明までは天下国家観に支えられていると考えられる。

1. 為政者に関する記述

優れた為政者は数多に昇り、そうでない為政者はさらに多数に昇るであろう。ただ安易な褒辞・貶辞の乱用は避けており、歴史書らしい抑えた筆致である。そうした中で、褒辞のみられる高い評価を受けている人物は、帝堯・帝舜、齊の桓公、前漢の武帝であり、貶辞のみられる低い評価の人物は、桀・紂である。堯・舜を有徳とし¹⁰⁷、桀・紂を無道の天子とみる¹⁰⁸のは、本書の儒教を基本とする伝統的政治観に基づいている。

皇帝は天子であり、天命を受ける存在である。時には易姓革命によって、王朝の交替を見る。劉邦（漢の高祖）を「齊民の天子と為るの始め」（第2篇第1章第四節 劉項之戦争）であると記すように、天命観や易姓革命観に基づいた記述はなしていない。

齊の桓公、前漢の武帝は対外政策において成果を上げた為政者である。齊の桓公は、攘夷を掲げる春秋の五覇中で「人尤もこれを賢と」したという¹⁰⁹。前漢の武帝は「種族を保ち、以て国威を揚」げた「秦始皇以後の英主」とする¹¹⁰。

武帝に対し「秦始皇以後の英主」と記す以上、秦の始皇帝は「英主」であったはずである。しかし始皇帝に関する記述はそのようには記していない。秦の始皇帝は褒貶の相混じる為政者として記されている。始皇帝に対して評価している点は「種族を衛り、以て国威を張」ろうとした点であり¹¹¹、武帝をこうした面の後継者として「英主」と称するのである。しかし法家主義の始皇帝の治世は、儒教主義を正統な支配原理とする以上、否定されねばならない。したがって貶辞を伴うこととなる¹¹²。実は武帝の治世についてもいくつかの同様の欠点を指摘している¹¹³。このように武帝と始皇帝とは類似しているが、両者の異なる点は儒教に対する対応ということとなろう。

¹⁰⁷ 「帝堯は、大聖の君徳を具え、…（略）…舜また聖徳有り、…（略）…世々並び称して唐虞の治と為す。」（第1篇第1章第3節 唐虞）とある。

¹⁰⁸ 「その後王桀に至り、無道に因りて民心を失い、卒に殷の滅ぼす所と為る」（第1篇第1章第4節 夏）とあり、「湯は…（略）…夏桀の無道を見、遂に兵を挙げてこれを滅ぼす」（第1篇第1章第5節 殷）とあり、「その後王紂に至りて、淫佚度無く、箕子等の忠諫を用いず、卒に諸侯離叛するに至る」（第1篇第1章第5節 殷）とある。

¹⁰⁹ 「…（略）…これを春秋の世と謂う。この時戎狄屢内に侵す。…（略）…世これを称して五覇と為し、而して齊桓能く夷を攘い、人尤もこれを賢とす」（第1篇第2章第1節 春秋五覇）とある。

¹¹⁰ 「武帝は秦始皇以後の英主為り。南越を取り、匈奴を敗り、西域に通じ、匈奴の右臂を断ち、以て種族を保ち、以て国威を揚ぐ」（第2篇第3章第5節 武帝外征之結果）とある。

¹¹¹ 「これに先じ戦国の世は、匈奴屢北辺を寇す。始皇は種族を衛り、国威を張らんと欲し、蒙恬を以て将と為してこれを討ち、萬里の長城を築きて以て武備を厳くし、南越を平ぎて三郡を置く」（第2篇第1章第2節 拡張領土）とある。

¹¹² 「秦王政は既に天下を一統し、…（略）…時に君主の威権は、極点に達し、三代の治法は、蕩滅して遺す無し」（第2篇第1章第1節 秦始皇之改革）とあり、「始皇内に土木を営み（宮殿を造るの類なり）、外に征討に務め、刑法酷烈にして、徭役時ならず。人民皆叛乱を思ふ」（第2篇第1章第3節 秦之滅亡）とある。

¹¹³ 「然して内に土木（宮殿を造るなり）を興し、外に封禪（大いに天地を祭る）を事とし、財用継ぐ能わず。又酷吏を任じ、官爵を売り、専ら民業を奪い、而して民の生利の源（製造・種植の術）を開くを為さず、卒に百姓の大困を致す」（第2篇第3章第5節 武帝外征之結果）とある。

為政者には、内政を重視して外征を抑えた人物と積極的に外征をおこなった人物とがいる。後漢の光武帝は前者を代表する人物であり¹¹⁴、唐の太宗・高宗は後者を代表する人物である¹¹⁵。為政者は外征に力を注ぐことは煬帝のように国内の疲弊を招く危惧を有す¹¹⁶。一方外征を疎かにすると、前漢の高祖時のように、異民族に侮られる危険性を孕み¹¹⁷、対外関係を軽視して居丈高にすると王莽のように墓穴を掘ることになる¹¹⁸。為政者はこうした難しい課題を時代状況に応じてこなすことが求められるのである。

2. 士人層に関する記述

本書においては士庶の別を強調するような記述態度はとっていない。しかし「民」を強調すれば、必然的に「士」についても論及する必要を生じる。「士民」共に苦しんだとする例もあり¹¹⁹、「士」と「民」の利害は一致する場合もある。しかし必ずしも「士」と「民」の利害は一致するとは限らない。

「士」は官僚として、為政者（皇帝=天子）の手足となり、政治を実現する存在である。一方、文化人であり、政治に積極的な働きをする存在である。なお、厳密には「士」は文人であるけれども、本書においては文人と武人を含めて士として把握しているようである。「士」の重要性について一例を挙げよう。秦の始皇帝の焚書坑儒に対して、「士」は箝口・結舌して防御し、この結果として政治も学術も大いに壊れたという¹²⁰。このように士人層は政治・学術の核を握る重責を担う存在として意識されるのであり、こうした「士」の処遇、また「士」の対応によって、国家の動向は大きく左右されると捉えている。士人の中には「清節の士」¹²¹や「朝野憂国の士」¹²²や「義士」¹²³もおり、こうし

¹¹⁴ 「光武帝位に即きて後、専ら内治を意とし、復武事を言わず。惟馬援をして安南の乱を治めしめ、西域の内附に来る者有らば、輒ちこれを謝絶す。又講ずるに匈奴衰乱に乗じてこれを討滅せんとする者有らば、亦置きて聴さず」（第2篇第5章第1節 東漢初之内治）とある。

¹¹⁵ 「太宗没すや、子の高宗立つ。二帝は種族を衛り、国威を張らんと欲し、故に屡外国を征す」（第4篇第2章第1節 日韓交渉）とある。

¹¹⁶ 「…（略）…帝は淫侈暴乱にして、大を好みて功を喜び、宮殿を営み、運河を開き、また長城を増築し、屢数百万衆の勞役を起し、これに加えるに遠征を事とするを好み、…（略）…卒にその私志を逞くするを以てし、世界の為に公益（百姓共に受くるの益は公益為り）を謀るに非ず。民はこれが為に用いる莫く、遂に功無くして還る」（第4篇第1章第2節 煬帝之暴政）とある。

¹¹⁷ 「秦末以来、匈奴益強大なり。高祖より歳幣を与え好を通づれば、愈中国を玩侮す」（第2篇第3章第3節 征討匈奴）とある。

¹¹⁸ 「王莽は僭に帝位を竊ぎ、…（略）…且つ匈奴と兵を交し、大いに国威を損ない、天下又漸く乱る」（第2篇第4章第2節 王莽之政）とある。

¹¹⁹ 「…（略）…各朋党を立て、互に相い傾陥し、幾仇敵の如く、卒に国政の紊乱を至し、士民愁苦し、羣賊起りて長安陥つ」（第4篇第4章第2節 宦官与朋党）とあり、また「…（略）…自ら大梁に抛り、国号を改めて「遼」と曰う。意は中国を統治せんと欲せども、士民反抗せるを以て、已を得ず、中国を捨てて北に帰る」（第5篇第1章第2節 契丹之勃興）とある。

¹²⁰ 「…（略）…ここに士は皆箝口（木を以てその口を衛り敢て言わざる若きなり）結舌して、また書籍の以てその智を啓くもの無し。故に政治と学術とは皆大壊す。…（略）…」（第2篇第1章第1節 秦始皇之改革）とある。

¹²¹ 「東漢の末、幼主相い継ぎ、外戚・宦官、各朝権を執り、清節の士を目して党人と為して、これを獄

た人々の処遇によって政権の帰趨を決するのである。したがって「士」を不用意に弾圧すると致命的な失敗となる¹²⁴。しかし「士」のあり方にも様々な問題を孕んでおり、常に正しいというものでもない。例えば唐代の牛李の党争¹²⁵や、宋代の新旧両党の争い等、「士」の朋党的対立を放置することは大きな禍根を残す。さらに例えば西晋時の状況について、当時の士大夫は、清談の隆盛によって国難を顧みる者は評価されない状況であったとし¹²⁶、明代には「義を制」したために「儒者をして空疏迂腐」化せしめたという¹²⁷。このように「士」のあり方は国家の帰趨に直結するのである。

それでは「士」の理想とはどのような人物なのであろうか。個人名を掲げて節を立てている人物は多くはない。その中で特記すべきは諸葛亮と郭子儀であろう。まず諸葛亮に関する全文は以下のようである。まず

時に漢裔の劉備は、関羽・張飛等猛将を用い、また謀臣諸葛亮を信任す。亮は外交を善くして東呉の孫権と連合し、曹軍を赤壁に破り、遂に帝を成都に称し、巴蜀を領す。…(略)…(第2篇第7章第3節 三国鼎立)

とあり、次いで、

諸葛亮は性忠誠にして、兵法に暁く、治国に勤めて、熟く外交に悉し、後主を輔け、先南夷を平げ、以て内顧の憂を絶ち、師を出して北伐し、以て曹魏を討てども、功卒に成らず、志を費し以て没す。論者は三代後の第一人と謂う。(第2篇第7章第4節 諸葛亮)

とある。人柄としては「忠誠」、政治家としては「兵法」「治国」「外交」の各方面に長じた人物とする。本書は蜀漢正統論に立つ¹²⁸。魏の優勢は衆目の一致するところであり、あえて劣勢の蜀漢を支えて奮闘するところに諸葛亮を評価する所以がある。こうした評価は、清末に限ったことではない。清末の現状を背景として、功ならずとも「三代後の第一人」との高評価を得ていることを特記するのである。

一方郭子儀については、まず

…(略)…ここにおいて将士は貴妃を殺して肅宗を奉ず。郭子儀等は、乃ち回紇の援を借り、力めて恢復を図る。…(略)…(第4篇第3章第5節 安史之乱)

に下す。これ党錮(錮禁なり)の禍為り」(第2篇第7章第1節 外戚宦官)とある。

¹²² 「この時、…(略)…一時に専横す。顧憲成等はこれに憤り、因りて郷里に帰り、東林書院を開き、聚徒講学して、朝政を議すには非ざれども、朝野憂国の士は、争いて相い呼応す。…(略)…明室益々衰う」(第7篇第2章第3節 明末東林党之争)とある。

¹²³ 「これ[長髮賊:筆者補]を討つに勝たず。後に曾國藩に委任して、大いに征討を申し、ここにおいて湘淮の義士は、風に從いて起つ」(第8篇第2章第1節 長髮賊之起)とある。

¹²⁴ 前掲、第2篇第7章第1節 外戚宦官、後漢之党錮、記事参照。

¹²⁵ 前掲、第4篇第4章第2節 宦官与朋党、記事参照。

¹²⁶ 「…(略)…これ所謂八王之乱なり。而して当時の士大夫は、大率老氏の学を宗とし、清談を好み、虚無を説き、放達を尚び、国難を顧みる者を肯ざる有る無く、遂に晋室傾壊し、外夷の侵略を受くに至る」(第3篇第1章第1節 賈后八王之乱)とある。

¹²⁷ 「帝また法制を定め、文教を興し、胡服を廢し、故に紀綱大いに張る。然して義を制するを以て士を取らば、その流弊は儒者をして空疏迂腐にして、一物も知らざるを致す」(第6篇第3章第5節 明太祖之經營)とある。

¹²⁸ 「その[曹操の:筆者補]子丕は、遂に帝位を篡い、都を洛陽に建つ」(第2篇第7章第2節 後漢亡)とある。

とあり、次いで

郭子儀既に大乱を鎮め、また回紇を懐し、吐蕃を討つを以て、威名甚だ盛んにして、代宗徳宗の倚任する所と為る。(第4篇第3章第6節 郭子儀討回紇)

とある。郭子儀は安史の乱の危機を救った英雄である。その後帝室の外戚となって隠然たる勢力を握りながらも、中央政界には余り干渉していない。また純粋な武人であり、顔杲卿・顔真卿等の身命を賭した奮戦に比すと、印象は薄いように感じる。しかし多端な情勢下、回紇・吐蕃を硬軟巧みに操って安史の乱を平定した手腕を評価するのである。この点対外的脅威に揺さぶられている清末において高い評価を得ている所以であろう。

一方否定的な士人は秦檜である。秦檜に対する否定的評価は改めて述べるまでもないかも知れないけれども、敢えて確認しよう。

金の太宗は大軍を率いて南侵す。宋将韓世忠・岳飛等は、金軍を江北に禦して、戦はば輒ち捷ち、李綱・胡銓は日々仇を復すを謀る。故に金軍は逞くする能はず。秦檜の相と為るに及びて、議和を以て己が功と為し、岳飛を殺し、専ら外に媚びるを事とし、加えて歳幣を増し、金の封冊を受け。議和の後、また力めて富強を図り、以て国恥を雪がず、卒に国威は日々替れ、国仇復す能はず。但徽宗の梓宮の還えるを迎うを得るのみ(梓宮は帝棺なり)。(第5篇第3章第2節 秦檜李綱之主和戦)

秦檜の否定されるのは、外に媚びて国恥を雪がず、国威を廃れさせたことであり、岳飛を殺したことに集約的に現れている。清末にはこうした売国奴的な人物は最も否定されるべきであった。ただしここでは、岳飛を美化するような筆致になっていないことは留意すべきであろう。



本書の人物評価は、全体的に見て伝統的な評価を基礎として、清末の時代状況を勘案した近代的な認識を加味したものとなっている。秦の始皇帝を儒教の排斥者として全面的に否定しざるのではなく、一定の評価を与えている。為政者は全体的に外征と内治の兼ね合いに腐心しており、微妙な舵取りに苦勞する様を描いている。また士人を巧みに用いるのも為政者の課題であり、士人の質やあり方も重要であった。悪評を受けている士人は秦檜であり、その売国的行為は厳しい評価を受けている。対して諸葛亮や郭子儀といった、国難に立ち向かった人物を称揚している。しかし彼らは、単に外敵に挑んだというのではなく、硬軟巧みな戦術で善戦しており、困難な課題に冷静に対処した点を評価するのである。

おわりに

丁保書編著『蒙学中国歴史教科書』は、「我が国人」のための「国史」体教科書として編まれ、東洋史の枠組みを大きく変えていない点を有すものの、全体に相当の工夫を施している。「我」の語を用いたことは、歴史や現実を主体的に意識させるうえで有意義である。本書は「中国」の生成・発展の歴史を巧みに描いている。その際に、漢族の文化に配慮しつつ、その文弱化の欠点をも指摘する。つまり武断的な特徴を有す異民族(少数民族)との調和の必要性を示唆するのであり、漢族と異民族(少数民族)との関わり

も時代を追って変化する。

清は帝国構造の多民族国家であり、東西の勢力と抗争しつつ「国恥を雪ぐ」という課題を有している。しかし「国恥を雪ぐ」ことをめざしながらも、史実を通じてこうした課題の一朝一夕にならないことを示す。「国恥を雪ぐ」ために、「民」の力を合わせていく必要性を指摘する。しかし長髪族（太平天国）の乱等邪教に扇動された「愚民」の勢力は侮りがたく、皇帝＝天子を「民」の安定を図る存在として描こうとする。

附記：本論文は2007年のアジア教育史学会・教育史学会・日本社会科教育学会・中国四国教育学会の各大会において、「清末民初におけるナショナル・アイデンティティの動向―歴史教科書の記述内容の考察―」と題して口頭報告した一連の研究を成稿したものの一部である。特に「Ⅰ．歴史教科書のナショナル・アイデンティティをどのように分析するか―先行研究の動向と分析枠組み―」の「3．中国歴史教科書史に関する先行研究」は完全に古くなっており、補訂も考えたが、全体のバランスを考えてそのままとした。補訂すべき関係論文はかなりの分量に登り、ここで整理することもできない。稿を改めるべきであろうが、特に注目すべき成果として2点の書籍を掲げておこう。まず中国において刊行された書で、何成剛『民国時期中小學歴史教育發展研究』（岳麓書社、2008.12）を挙げよう。筆者は本書の元をなす論文を中心に、2008年の歴史教育史研究会定例研究会において「中国における民国期歴史教育史研究の動向―何成剛「国家主義与世界主義」の紹介を中心に―」（於豊島区立勤労福祉会館、2008.9.19）として報告している。本書の刊行を知り、購入したものの、詳細に検討できていないのは残念であり、機会を見てしっかり検討したい。もう一冊は並木頼寿・大里浩秋・砂山幸雄編『近代中国・教科書と日本』（研文出版、2010.8）である。本文中に中間報告として登場する共同研究「戦前期日中間における教科書問題の研究」の研究成果としてまとめられたもので、13篇の論文に総論と資料編等を併せた充実した書である。近年、教科書研究は活況を呈しているが、やや安易に流れる傾向を危惧する。この両書の到達点を踏まえて、次の段階へ進まねばならないと考えている。